

意見書

平成 23 年 11 月 30 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

電話番号

FAX 番号

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に対する当社の考え方

1. ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について(総論)

- ・ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

例えば、固定市場においては、12年前、DSL事業者が最大1.5Mbpsのインターネット接続サービスを開始しましたが、その後、当社や電力系事業者、CATV事業者との間で熾烈な設備競争を展開し、今では、KDDI殿も含め、最大100Mbpsを超える超高速ブロードバンドサービスが主流となる等、我が国のブロードバンド環境(エリアカバー、利用、速度、料金)は世界最高水準となっています。

また、モバイル市場においても、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきており、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきました。

加えて、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しており、こうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。

- ・ このように、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

このような状況にありながら、わが国のIP・ブロードバンド市場においては、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制が課されていますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害となると考えます。

- ・ しかしながら、今回の答申案にはこうした市場環境や競争環境の変化は踏まえられておらず、答申案に至る検討においても、依然として固定とモバイルを分けた議論がなされ、また、モバイルに比べて既に小さくなった市場の固定に対して、電話時代の競争ルールを踏襲した考え方を基本に検討されており、現実の市場やユーザ動向と、固定中心の政策手段との間にミスマッチが生じています。

本答申案のタイトルにあるとおり、「ブロードバンド普及促進」を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると思えます。

したがって、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドへの規制は最小限のものに留めるといった政策転換を図っていただきたいと考えます。

2. 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

(1) PSTNマイグレーションについて

- ・ PSTNマイグレーションについては、2010年11月にNTT東西にて概括的展望を公表し、概ね10年後の2020年からコアネットワークのIP網への移行を開始し、2025年頃に完了する考え方を示しました。
- ・ マイグレーションによるPSTNの移行先は、当社のNGNに限られるものではなく、移行先となるIP網は、携帯電話も含めた各事業者との競争とお客様の選択の結果として決まるものと考えています。また、IP網は、電話交換機に比べて安価なルータやサーバにより、既に各事業者は自由に構築しサービスを提供しており、NGNはそうした多様なIP網の一つに過ぎず、必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではありません。
- ・ 電話サービスについても、以前はNTTのPSTNが電話時代につくられた唯一のコアネットワークであったため、それを利用してサービスを提供することを前提とした競争ルールとなっており、競争は料金競争が中心でした。しかし現在は、携帯電話は1.2億ユーザまで拡大し、固定電話サービス自体が減少の一途をたどり、その電話サービスもブロードバンドサービスのアプリケーションの1つとして、各事業者は自ら構築したIP網の上でサービスを提供しています。さらに、独自のネットワークすら持たず、インターネット上で多様な電話サービスを提供するアプリケーションプロバイダも存在しています。
- ・ このように、現在の競争は、当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得するサービス・料金競争へ構造が大きく変化しており、電話サービスを提供するために当社の電話網を借りることが前提であった時代とは構造が全く異なります。
- ・ 当社としては、IP網同士の接続を実現するために必要な機能の追加やIP-POIの増設に対応していく考えですが、上位レイヤを含めたエンドエンドのサービス競争へと市場構造が転換したオールIP化時代においては、通信レイヤに閉じたマイラインやGC接続等の電話時代の競争ルールは、必要性が乏しいと考えられるため、NGNに持ち込むべきではないと考えます。

(2) アクセス回線のメタルから光への移行について

- ・ アクセス回線については、引き続きサービスの創造やICTの利活用等を促進することにより需要を喚起し、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを進め、光アクセスの普及を進めていく考えですが、これまでのメタル電話の減少傾向やユーザニーズの動向を踏まえると、PSTNマイグレーションを開始する2020年代初頭においては、未だ1,000万回線から2,000万回線程度残ることが現時点では見込まれます。

これらのメタルアクセスについて、膨大なコストをかけて光への強制移行を図るよりも、PSTNマイグレーション時においては、メタル回線上でIP技術を使った音声通信を提供することが現実的と考えます。諸外国におけるPSTNマイグレーションの動向を見ても、アクセス回線はメタルと光が並存しているのが現状です。

したがって、PSTNマイグレーション時においても、当面、接続事業者は当社のメタル回線を利用したDSLサービスの提供は可能であり、現時点ですべてが光化されることを前提とした議論は不必要と考えます。

(3) 利用者対応について

- ・ 概括的展望において、PSTNマイグレーションの背景・目的、維持・廃止されるサービスや現時点で見通せる移行のスケジュールをお示しましたが、当社としては、円滑な移行を図っていくために、お客様対応にあたっては、お客様の利用動向を踏まえ、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行うとともに、十分な周知期間を取ることで、極力お客様にご迷惑をおかけしないように責任をもって進めて行く考えです。

(4) 事業者対応について

- ・ PSTNマイグレーションにおける相互接続に関する課題については、既にNTT東西と関係事業者との意識合わせの場を設けて、具体的な議論・検討を行っております。

今から15年前(1995年頃)に、現在の光ブロードバンドの普及やスマートフォンの拡大を見通すことができなかったことと同様に、現時点で、PSTNマイグレーションが完了する約15年後の技術動向・市場動向を見通すことは困難であり、早急に結論を出すことはできず、またすべきではありません。まずは、事業者間での自主的な議論・検討に委ねるべきと考えます。

3. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

(1) NGNのオープン化・アンバンドルについて

- ・ 通信事業者が当初NTT1社しかなく、サービスも音声通信しかなかったPSTNと異なり、IP網は、最初から多数の事業者が当社に依存することなく自ら構築しております。また光アクセスも低廉な水準でアンバンドル提供しており、他事業者は、このアンバンドルされたアクセス又は自ら構築したアクセスと、自ら構築したネットワークを組み合わせ、エンドエンドでお客様にサービス提供しています。

このように、自ら構築したネットワークと、自ら構築したアクセス又はアンバンドルされたアクセスを組み合わせ、お客様にサービス提供しているという点では、当社のNGNと他事業者のIP網には何ら違いはないことから、当社のNGNだけをアクセスと一体であることを理由に指定電気通信設備としていることには合理性がないと考えます。

- ・ また、IP網は、委員会での議論の中で委員からの指摘にもあったように、固定でも移動でも、各事業者が自由に構築し、既に全国展開されており、ADSLを含むIP・ブロードバンドユーザ数は、NTT東西の約2,000万に対して、他事業者合計では約1億4千万もあり、NTT東西のシェアは約1/8に過ぎません。

さらに、固定だけでみても、ほぼ100%NTTの電話交換機を経由せざるをえなかった時代の電話網とは異なり、IP網の場合、NTT東西のIP網を経由することなくブロードバンドサービスを利用できるユーザは約1,600万程度いることから、当社のNGNにボトルネック性はなく、市場支配的でもないと考えます。

- ・ このように、市場構造は指定設備規制が導入された1997年以降の10数年間で全く様相が一変しており、また、NGNが指定電気通信設備とされた2008年と比べても、移動のブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが大きく進んでいます。電話時代の考え方を踏襲してNGNを指定電気通信設備と整理していることや、そのアンバンドル化の促進を図る政策議論を行っていること自体、市場や競争の実態が的確に反映されていないと考えます。
- ・ 諸外国においても、NGNを含めIP網を規制している例はありません。
- ・ したがって、NGNのオープン化・アンバンドルについては、当社に対する一方的な規制に基づき行うのではなく、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねていただきたいと考えます。

(2) アクセス回線におけるサービス競争

① GC接続類似機能の導入について

- ・ 接続事業者から提案されたGC接続類似機能等については、現在、分岐単位の接続料設定の議論と合わせて、接続委員会において議論されていますが、GC接続類似機能等を含め分岐単位での貸し出し(OSU共用)という接続形態については、これまで再三申し上げてきたとおり、サービスの進化・発展を妨げサービス競争を阻害するものであり、また、サービス品質の確保や迅速な故障復旧等の障害となるといった極めて重大な問題があることから、当社として実施する考えはありません。

同様の考え方にに基づき、既に当社のシェアドアクセス方式を利用しているKDDI殿は、他の事業者とのOSU共用を否定しています。このように、当社を含め、OSUを専用して使用したいという事業者に対して、他の事業者とのOSU共用を強制することはできないし、すべきではないと考えます。

なお、共用を希望する事業者間でOSUを共用することについては、何ら否定するものではありません。

- ・ 分岐単位の接続料を設定することは、OSUを事業者間で共用して1芯を利用している場合であれ、OSUを専用して1芯を利用している場合であれ、1芯を専用しているにもかかわらず、その専用に伴うコストを負担しなくてもよい仕組みとなるため、

- ① 当社設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、
- ② 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら営業している当社以外の設備構築事業者と、分岐端末回線単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、
- ③ サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、

といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。

- ・ そもそも、現在の光ファイバ接続料は既に低廉化しており、2～3ユーザを獲得すればADSL並みの料金が実現可能です。現に、当社の光ファイバを利用するKDDI殿は、自ら営業リスクを取って全国的に事業拡大しており、「弊社は設備の利用効率を高めてユーザあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねています」とご主張されていることからすれば、1芯あたりユーザは相当程度獲得されているものと想定されます。また、シェアをみても、KDDI殿が参入された宮城県では、他事業者の純増シェアが大きく伸張しています。したがって、光サービス市場に参入するか否かは、NGNのアンバンドルの有無や接続料の水準ではなく、経営の意思の問題であると考えます。
- ・ 加えて、前述のとおり、PSTNマイグレーション時においてもメタルアクセスは残り、光とメタルが並存すると想定され、DSL事業者は、DSLの顧客基盤を用いて、KDDI殿と同様に当社から1芯を借りてFTTHサービスを提供することや、引き続きメタルアクセスを利用してDSLサービスを提供することも可能であることから、分岐単位接続料の設定等の新たなメニュー提供の必要性はないものと考えます。
なお、今後、需要が疎なエリアにおける光配線区画については、下記の観点から、検討していく考えです。

(参考) 既存の光配線区画よりもカバーエリアが広い配線区画を設定する場合の留意点

- ① 主端末回線の数は少なくても済むものの、局外スプリッタからお客様宅までの距離が一般には長くなることから、分岐端末回線の料金は高くなる可能性が高いこと。
- ② 既存の光配線区画を跨って配線する等、既存の光ファイバケーブルを利用できない場合は、開通納期も長くなる場合があること。
- ③ 本格運用に向けては、システム改造が必要となること。

(3)プラットフォーム機能のオープン化

- ・ インターネット上では既に、GoogleやApple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスを提供しています。
- ・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。
- ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要と考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることはできません。
- ・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。
- ・ なお、当社では、従前より、コンテンツ・アプリケーション事業者とアライアンスを進めてきており、当該事業者からの個別具体的な要望に基づき、認証機能や課金機能、映像配信機能といったサービスを提供しているところであり、引き続き、コンテンツ・アプリケーション事業者と具体的なサービス提供に向けよく話し合いながら、お客様にとって使い易いサービス提供に努めていく考えです。

(4)公正競争レビューについて

- ・ 今回の答申案に記された公正競争レビュー制度については、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について検証を行う内容とされていますが、「光の道」はFTTHだけでなく、CATVや無線も含めて実現されるものであり、市場環境や競争環境の変化も踏まえ、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、これらブロードバンドサービスを実現する全てのサービスを対象とすべきであると考えます。
- ・ また、「料金の低廉化」の検証にあたっては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。
- ・ さらに、FTTH、CATV、無線等のブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。

なお、個別の論点に関する当社意見は以下のとおりです。

第1編 電話網から IP 網への円滑な移行に向けて

第2章 総論(ネットワークの在り方等)

1 コア網の PSTN から IP 網への移行に伴う今後のネットワークの在り方 (1) 今後のネットワークの在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>現在、NTT 東西の PSTN は、基本サービス、競争基盤及びハブ機能の提供を通じ、ほぼすべての利用者及び事業者にとって不可欠な基本的役割を担っている。</p> <p>(中略)</p> <p>NTT 東西は「概括的展望」において PSTN から IP 網への移行につき責任を持って進めていくとの考えを表明しているが、その際、基本サービスの継続的提供を担保する基盤として、NGN の利用が想定されていると考えられる。こうした点から、NTT 東西の NGN は、多様なサービスを効率的かつ安定的に提供することが可能な基幹的なコア網としての役割が期待されていると考えられる。</p> <p>NGN に期待されている役割を踏まえ、NTT 東西による PSTN から IP 網(現時点では NGN を想定)への円滑な移行を実現していくためには、今後、NGN が PSTN の基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立つことが必要であり、その上で、公正競争環境の整備等の観点から生じる種々の課題について中長期的なスパンで速やかに検討していくことが有益と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・冒頭申し上げたとおり、PSTNマイグレーションについては、2010年11月にNTT東西にて概括的展望を公表し、概ね10年後の2020年からコアネットワークのIP網への移行を開始し、2025年頃に完了する考え方を示しました。・マイグレーションによるPSTNの移行先は、当社のNGNに限られるものではなく、移行先となるIP網は、携帯電話も含めた各事業者との競争とお客様の選択の結果として決まるものと考えています。また、IP網は、電話交換機に比べて安価なルータやサーバにより、既に各事業者は自由に構築しサービスを提供しており、NGNはそうした多様なIP網の一つに過ぎず、必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではありません。・電話サービスについても、以前はNTTのPSTNが電話時代につくられた唯一のコアネットワークであったため、競争は、当社の固定電話サービスとNTTのPSTNを利用する中継事業者との料金競争が中心でした。しかし現在は、携帯電話は1.2億ユーザまで拡大し、固定電話サービス自体が減少の一途をたどり、その電話サービスもブロードバンドサービスのアプリケーションの1つとして、各事業者は自ら構築したIP網の上でサービスを提供しています。さらに、独自のネットワークすら持たず、インターネット上で多様な電話サービスを提供するアプリケーションプロバイダも存在しています。・このように現在の競争は、当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得するサービス・料金競争へ構造が大きく変化しており、電話サービスを提供するために当社の電話網を借りることが前提であった時代とは構造が全く異なります。・したがって、「NTT 東西の NGN は、多様なサービスを効率的かつ安定的に提供することが可能な基幹的なコア網としての役割が期待」「今後、NGN が PSTN の基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立つことが必要」といった電話時代の考え方を最優先して検討を進めることは適切ではないと考えます。各事業者が自らIP網を構築するオールIP化時代において、各事業者が自由にIP網の持つ発展性・柔軟性を活用して、魅力的なサービスを提供できるように、真に必要となる機能はどのようなものか、また、誰が主体となって、どのように実現することが最適なのかといったことについて、検討すべきであって、当社としてもこれから関係事業者間によく話し合っ進めていくとともに、お客様にご迷惑をおかけしないよう、必要な検討を行っていく考えです。

第1編 電話網から IP 網への円滑な移行に向けて

第2章 総論(ネットワークの在り方等)

1 コア網の PSTN から IP 網への移行に伴う今後のネットワークの在り方 (2) 検討の基本的視座

答申案	当社意見
<p>PSTN から IP 網への円滑な移行を確保するためには、PSTN と NGN が併存する「移行期」のそれぞれにおいて、関連する制度、技術、利用者対応等に係る課題を重層的に解決していくことが求められる。その際、多種多様な課題が生じると想定されるが、(中略)当該課題の「横串」となるような基本的な視座を関係者が共有し、課題の解決に際して参照していくことが有益と考えられる。</p> <p>以下、本委員会における審議を踏まえ、3 つの基本的視座を提示するものである。</p> <p>①「継続性」</p> <p>NTT 東西の PSTN が提供してきたサービスの社会的・経済的な重要性を踏まえれば、IP 網への移行後も、利用者が過度の追加的負担なく、可能な限り現在の利用形態を維持できるようにするための環境づくりが求められる。</p> <p>また、これまで PSTN 上で競争的サービスを提供してきた事業者に対しても、サービス競争の促進の観点から必要と考えられる範囲で、その実現にかかるコスト面にも配慮しつつ、NGN 上においても公正競争環境を確保していくことが求められる。また、我が国のネットワーク全体の効率化を実現し、中小事業者を含む競争事業者の IP 網への移行及びそれによる利用者利便の向上を促進する観点からは、少なくとも移行期においては、NGN が一定のハブ機能を担っていくことも考えられる。</p>	<p>・ 答申案では、3つの基本的視座が挙げられておりますが、PSTNからIP網への円滑な移行を促すためには、その対応に係るコストを極小化し、利用者及び通信事業者の負担を可能な限り抑えることが重要であることから、「経済合理性」の観点も基本的視座の一つとして付け加えることが望ましいと考えます。</p>

②「予見性・透明性」

NTT 東西の PSTN が現在果たしている基本的役割に照らせば、NTT 東西は IP 網への移行に関する具体的計画について、関係する利用者や事業者に対し、明瞭かつ早期に呈示することが求められる。これにより、利用者が一定の予見性に基づいて自主的に移行することが可能となり、最終的な移行段階（NTT 東西の計画によれば 2020 年頃～2025 年頃）における混乱が極力回避されるとともに、関係事業者においても、協議を通じ、IP 網間接続や番号ポータビリティといった種々の課題の迅速な解決が図られるようになり、移行の円滑化が進展していくことが期待される。

③「発展性・柔軟性」

円滑な移行を図る観点からは、今後、NGN における公正競争ルールが整備されることを前提として、IP 網ならではの特質（品質保証、利用者認証等）を活かした魅力的なサービスが提供されることにより、既存のサービスを円滑な形で代替していくことも重要となる。このため、ICT 利活用を促進する観点からも、ネットワークの適切なオープン化を通じて、上位レイヤ（コンテンツ・アプリケーション等）を含む多様な事業者の参加を促す柔軟な環境を実現していくことも有効である。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第2章 総論(ネットワークの在り方等)

1 コア網のPSTNからIP網への移行に伴う今後のネットワークの在り方 (3) その他の関連ネットワークの移行が与える影響

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>①アクセス回線の移行に係るスケジュール (中略)</p> <p>今般のコア網のIP網への移行は、電気通信サービスの利用環境や競争環境全般に影響を及ぼしうるものであり、利用者及び事業者との関係で、移行計画について可能な限り予見性・透明性を確保していくことが求められるため、アクセス回線の光化に係るスケジュールの明確化が課題となる。</p> <p>アクセス回線のメタルから光への移行は、コア網のPSTNからIP網への移行に比して、実際の移行に伴う課題の性質が異なり、巻き取りの年限が長いと想定されるため、コア網のように現時点で移行計画を明確に示すことが難しいという指摘がある。</p> <p>他方、これまでNGNと加入光ファイバ回線は一体として設置され連携して機能しており、NTT東西がコア網を移行させる過程で、アクセス回線の光化が進展すると見込まれることを踏まえれば、アクセス回線の移行スケジュールを示すことはある程度可能であり、移行の予見性を高める上で必要であると考えられる。</p> <p>以上から、アクセス回線の加入光ファイバ回線への移行について、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けた様々な方策について検討していくことが適当である。</p>	<p>①アクセス回線の移行に係るスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none">・冒頭申し上げたとおり、アクセス回線については、引き続きサービスの創造やICTの利活用等を促進することにより需要を喚起し、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを進め、光アクセスの普及を進めていく考えですが、これまでのメタル電話の減少傾向やユーザニーズの動向を踏まえると、PSTNマイグレーションを実施する2020年代初頭においては、未だ1,000万回線から2,000万回線程度残ることが現時点では見込まれます。 <p>これらのメタルアクセスについて、膨大なコストをかけて光への強制移行を図るよりも、PSTNマイグレーション時においては、メタル回線上でIP技術を使った音声通信を提供することが現実的と考えます。諸外国におけるPSTNマイグレーションの動向を見ても、アクセス回線はメタルと光が並存しているのが現状です。したがって、PSTNマイグレーション時においても、当面、接続事業者は当社のメタル回線を利用したDSLサービスの提供は可能であり、現時点ですべてが光化されることを前提とした議論は不必要と考えます。</p>

②モバイル通信の普及がIP 網への移行に与える影響

モバイル通信の普及により、固定ブロードバンドサービスの一部を代替する環境が整備されつつあると指摘されており、現に、一般世帯において、若年層を中心に、携帯電話の普及に伴い固定電話を持たない割合が増加しつつあるほか、法人においても、ISDN 回線を利用したデータ通信サービス(例:非接触型 IC カード決済)の一部をモバイル回線で代替するといった動きがみられる。

他方、スマートフォンに代表されるモバイル通信の大容量化に伴い、回線容量が不足するおそれから、固定ブロードバンド回線へのオフロード等が検討されていること、モバイル通信は固定通信と比較して震災時等の輻輳対応が課題となっていること等、新たな課題への対応が求められる状況にあり、その進展具合によっては、IP 網への移行を含む利用環境に与える影響も大きく変わりうる。

以上から、今後、モバイル通信の利用動向等の変化が固定市場における競争環境や代替サービスの在り方等に与える影響について、間断なく、精緻に分析していくことが求められる。

②モバイル通信の普及がIP 網への移行に与える影響

- ・冒頭申し上げたとおり、モバイル市場においても、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきており、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきています。
- ・上記を踏まえ、今後は、固定ブロードバンド市場に限定せず、モバイル市場を含めたブロードバンド市場全体の競争環境の検証を行った上で、NGNのオープン化の在り方についても検討することが必要と考えます。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第2章 総論(ネットワークの在り方等)

2 NTT東西の「概括的展望」

答申案	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>PSTN の IP 網への円滑な移行を早期に実現することが重要であり、関係者が必要な対策を前倒しで行っていくことが望ましい。そのため、「概括的展望」の全体像に関し、(中略)今後も、適時適切なタイミングでNTT東西より更なる情報開示が行われることが適当である。</p> <p>また、移行スケジュールの妥当性を判断するにあたっては、(中略)各サービスに関しいつまでに何をすべきかについて、可能な限り明確化が図られるようにすることが求められる。</p> <p>この点について、NTT東西が示している移行計画は、(中略)一定の妥当性が認められる。しかしながら、現時点では各サービスの廃止時期等の詳細が明らかになっていないなど、関係者が実際に移行する上で十分な計画とはなっていない。また、今後の技術動向や市場環境の変化によっては計画自体が見直される可能性もある。</p> <p>以上から、NTT東西においては、現在の計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていくことが適当と考えられる。</p> <p>なお、移行の円滑化を図る観点からは、(中略)代替サービス等に自主的に移行する環境に対する利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくことが求められる。</p>	<p>・ 当社は、昨年11月に概括的展望を公表し、</p> <ul style="list-style-type: none">① IP系サービスへの需要のシフト及びPSTN交換機の寿命等を勘案し、概ね10年後の2020年頃から、PSTNからIP網へのマイグレーションを開始し、2025年頃に完了② PSTNからIP網へのマイグレーションにあたり、一部提供を終了するサービスがある。概ね10年前の現時点においてその内容を公表し、お客様への十分な周知期間を取った上で、お客様対応を実施③ 現在PSTN交換機を介して接続しているIP電話のIP網同士の接続の実現等に向け、多数の関係事業者間で意識合わせを行なう <p>ことについて、お示しいたしました。</p> <p>・ 当社としては、今後とも、移行計画の詳細が決定次第、公表するとともに、計画自体を見直すような場合には、見直し内容を速やかに公表し、お客様や事業者の予見性・透明性を確保していくことにより、円滑なマイグレーションを推進していく考えです。</p>

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第3章 利用者対応

1 円滑な移行に向けた取組

答申案	当社意見
<p>(3)考え方</p> <p>IP網への移行は、多数の既存サービス利用者に影響を与えるため、円滑な移行を実現する観点から、可能な限り早期から利用者周知を行っていくことが有効である。(中略)</p> <p>周知の内容については、個別のサービスの廃止時期や代替サービスの提供条件等、利用者が移行を行う上で必要と考えられる情報について、公表可能となった段階から、順次、提供していくことが求められる。よって、その前提として、IP網への移行後も維持されるサービスや廃止されるサービスを代替するサービスが、利用者にとって低廉でより良いものであるように努めていくことが求められる。</p> <p>また、(中略)代替サービスへの移行によりサービスがより良いものとなるという面についても利用者から十分な理解を得ることが、利用者の積極的移行を促進する観点から有効である。そうした意味で、利用者が実際に移行に向けた行動を起こすため、利用者に対し、あらかじめ代替サービスや低廉な端末等に関する情報が開示され、それらを選択できる環境を整えていくことが求められる。</p> <p>このように、IP網への移行の円滑化の観点からは、単なる移行計画の周知に加えて、具体的な移行対策を早期に策定し、着実に実施していくことが不可欠である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 概括的展望において、PSTNマイグレーションの背景・目的、維持・廃止されるサービスや現時点で見通せる移行のスケジュールをお示ししましたが、当社としては、円滑な移行を図っていくために、お客様対応にあたっては、お客様の利用動向を踏まえ、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行うとともに、十分な周知期間を取ることにより、極力お客様にご迷惑をおかけしないように責任をもって進めて行く考えです。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第3章 利用者対応

2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性

答申案	当社意見
<p>(3)考え方</p> <p>NTT 東西は、加入電話や緊急通報等の社会的需要が高いサービスについては、移行後も提供を継続する一方、契約数の減少や関連機器の装置寿命を迎えるサービスについては、代替サービスの提供を視野に入れつつ、順次廃止するとしている。</p> <p>(中略)このように、複合的な要因を踏まえた上でサービス分類が行われることについては、一定の合理性が認められるといえることから、これを直ちに見直すべきとまではいえないものと考えられる。</p> <p>他方、今後の利用動向等によっては、現時点のサービス分類について、見直しを行う必要性が生じる可能性がある。(中略)したがって、各サービスについて、社会的役割や利用実態等を定点的に把握することにより、必要に応じて分類の見直しを行う可能性も残しつつ、検証を続けていくことが求められる。</p> <p>なお、移行に係るサービス分類が客観的なデータや具体的な利用実態に基づいて行われることが、移行に際しての利用者の理解の得やすさにつながると考えられることから、NTT 東西は、分類の基となる考え方について、引き続き、可能な限り公表していくことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ PSTNで提供している基本的なサービス、具体的には既にひかり電話で提供済みのサービスや今後も一定の需要が見込めるサービスについては、PSTNマイグレーション後も継続して提供する予定です。・ 廃止予定のサービスのうち、INSネットは、400万回線以上残っておりますが、これは、IP網での提供が困難であるため、PSTNマイグレーションに合わせて廃止するものです。それ以外のサービスについては、基本的に需要の減少が見込まれるものであるため、マイグレーションを契機に提供を終了していくこととしたものです。・ また、需要の減少が見込まれるものの中で、交換機の寿命より前に個別のサービスを提供するために必要な装置の寿命が到来するサービスについては、逐次提供を終了することとしております。・ 当社としては、上記の考え方に基づき、お客様への対応を実施していく考えであり、現時点では上記の分類の見直しは考えておりません。・ いずれにしても、当社としては、今後サービスの終了や新規販売停止にあたっては、先般、ヒアリングで申し上げたように、具体的な利用実態等を踏まえて、終了する背景となる考え方等について、お客様のご理解を得られるように丁寧にご説明していく考えです。

第1編 電話網から IP 網への円滑な移行に向けて

第3章 利用者対応

3 各サービスに係る課題 (1) 移行後も維持されるサービスに係る課題

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>公衆電話をはじめとして、NTT 東西が IP 網への移行後も提供を維持するとしているサービスは、需要が大きく、社会的重要性が高いものが多いことから、移行の円滑化を図る観点から、その提供条件についても、一定の継続性を確保していくことが望ましい。</p> <p>この点について、基本的サービスの IP 系サービスへの移行の事例として、加入電話から 0AB-JIP 電話への移行があり、当該移行が着実に進展している背景として、移行先サービスの料金の低廉性やサービス品質への信頼性、現在の電話番号や機器の継続利用可能性といった点が指摘されている。</p> <p>こうした点も踏まえ、移行の円滑化を図っていく観点から、NTT 東西は、IP 網への移行後も維持されるサービスが、その主要な提供条件に照らし、利用者に利用しやすいものにするように努めるとともに、移行計画の具体化に際し、当該提供条件を可能な限り分かりやすい形で提示していくことが求められると考えられる。</p> <p>(参考) 停電時の局給電</p> <p>現在の PSTN を利用する固定端末(例:アナログ電話端末、公衆電話)においては、停電時にも通信に必要な電力が NTT のアクセス回線を通じてネットワーク側から供給されるため(局給電)、一定時間内の通話が可能である一方、NGN で光アクセスを利用する固定端末(例:ひかり電話端末)においては通話ができない場合がある。</p> <p>(中略)</p> <p>東日本大震災時は NTT 局舎のバッテリーが枯渇したこと等も踏まえ、まずは、緊急時における局給電の利用可能性や実運用上の課題といった実態を把握する必要がある。また、多くの利用者は、自らの端末について、緊急時において局給電による通話が可能かどうか、可能とするためにどのような対策を講ずべきかについて、認知していない</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 当社としては、円滑な移行を図る観点から、IP網への移行後も維持されるサービスが、その主要な提供条件に照らし、利用者に利用しやすいものにするように努めるとともに、移行計画の具体化に際し、当該提供条件を可能な限り分かりやすい形で提示していく考えです。・ 例えば、参考で例示されている公衆電話については、基本的なサービスとして、マイグレーション後においても継続して提供していく考えですが、IP網では、現行PSTNと同じ硬貨収納信号を送出することが困難であり、マイグレーション後のアクセス回線が光回線の場合には、局給電はできないといった課題があるため、このようなことも含めて、今後の在り方を検討していきたいと考えます。

場合も多い。

加えて、公衆電話については、局給電が行われることも踏まえ災害等緊急時に有効な通信手段の一つであるとして、情報通信審議会においてその在り方が検討されている。

したがって、当面の間は、局給電の利用可能性等に関する周知を行うとともに、実際の利用のしやすさを含めた課題について整理していく必要がある。また、中長期的には、音声通話以外の通信手段の充実やネットワーク耐災害性の向上等、緊急時における通信手段を確保する観点から多角的な検討が必要であることから、総務省で現在進められている「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、適切な対策が講じられるべきである。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第3章 利用者対応

3 各サービスに係る課題（2）廃止されるサービスに係る課題

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>IP 網への移行に伴って既存のサービスが廃止される場合、(中略)代替サービスの開発・提供や情報開示を通じて、利用者の選択を増やしていくことが有効である。</p> <p>その際、代替サービスについては、NTT 東西だけでなく、他事業者を含めた競争環境下で多様なサービスが選択可能となることが望ましいことから、NGN の一層のオープン化等を通じ、多様な主体によって多様なサービスが提供されうる環境を整備していくことが必要である。</p> <p>また、積極的移行を促す観点から、(中略)関連事業者においては、端末等の取替え工事代金や代替サービスによる支払い額の上昇といった利用者負担を可能な限り抑制するための継続的な努力が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・当社としては、お客様にご迷惑がかからないよう、できる限り代替サービスを提供していく考えですが、お客様の使い方の工夫や他サービスで同等の効用が得られる場合もあるため、代替サービスの提案にあたっては、こうしたことを含め、お客様に丁寧に対応していく考えです。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第3章 利用者対応

3 各サービスに係る課題 (3) その他の課題(光回線の契約関連)

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>代替サービスの利用に際し、新たに光回線の契約が必要となる場合の利用者負担については、利用者の理解を得つつ、移行の円滑化を図っていくことが求められるため、NTT 東西において、利用者周知や訪問工事の弾力化(例:土休日工事の実施等利用者の希望を踏まえた工事)等の方策を講じることが有効である。また、代替サービスの提供条件(例:バンドルされるサービス、料金水準)によっては、既存サービスを代替する上で必要のないサービスの契約を求められる場合もあることから、提供条件を移行に即して工夫する等、可能な限り、利用者負担を軽減するための方策について検討していくことが求められる。</p> <p>なお、雑居ビルやペンシルビル等に係る課題については、NTT 東西を初めとする関係事業者は、対策困難が想定される地域や対象建物を把握した上で、個別訪問等も含めた効果的な利用者周知の在り方について検討することが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・代替サービスへの移行に際し、新たに光回線の契約が必要となる場合についても、当社としては、お客様のニーズを踏まえつつ、必要に応じてIPベースでの代替サービスの提案・開発を行うとともに、責任をもってお客様対応を実施していくことで、円滑な移行に取り組んでいく考えです。・また、雑居ビルやペンシルビル等の光化には、構内配線にメタルを使用するVDSL方式と、お客様の居室まで光配線を敷設する光配線方式の2つの方法があります。当社としては、光ならではのサービス(テレビ視聴等)を利用可能な光配線方式を推進しており、多くのお客様にご利用いただいているところです。 <p>また、当社としては、例えば外壁配線が建物美観を損ねないような施工方法の工夫や、当社の光サービスの使い勝手や魅力を向上することにより、集合住宅や雑居ビルに光サービスを導入するメリットを高め、住民や管理組合等の方々にご理解いただけるよう取り組んでいく考えです。</p> <p>なお、メタルアクセスについては、これまでのメタル電話の減少傾向やユーザニーズの動向を踏まえると、PSTNマイグレーションを実施する2020年代初頭においては、未だ1,000万回線から2,000万回線程度残ることが現時点では見込まれます。したがって、当面、雑居ビルやペンシルビル等に対して、当社のメタル回線を利用したDSLサービスで対応することも可能であると考えます。</p>

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

1 PSTNにおける競争環境の維持 (1) コア網のIP網への移行に対応したコロケーションルールの在り方

答申案	当社意見
<p>ア コロケーション設備の減設に対応したコスト算定方法(電気料算定)の見直し (ウ) 考え方</p> <p>PSTN から IP 網への移行の進展により、(中略)NTT 東西の PSTN やメタル回線を利用するためのコロケーション設備の稼働率の低下が顕在化しつつある。</p> <p>このような状況は、IP 網への移行が加速するに従い、全国的に発生することが想定されることから、接続事業者が設置するコロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、実際の使用電力に応じて電気料を計算することは、設備の全撤去に至らない段階で実際に使用した設備に応じた電力コストを支払うという点で、効率的な設備利用に繋がると考えられる。</p> <p>他方、接続事業者には様々な事業規模の者が存在するという点を踏まえ、全ての事業者において自らコストをかけてメータを設置し使用電力量を実測することが可能とは必ずしも言えない。また、使用しないスロットに物理的な措置を加えて使えなくすることを条件に減設した設備に基づく電気料を算定するという方法についても、設備の価値を不可逆的に減じるという点と柔軟性の観点から必ずしも妥当であるとは言えない。</p> <p>以上の観点を踏まえ、コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い(「申込電力」の考え方)を柔軟化することが適当である。</p> <p>なお、(中略)電力料の扱いを柔軟化することにより、NTT 局舎全体に必要となる最大電力の減少に繋がり、さらには、事業者の節電への一層の協力も期待される。</p> <p>また、柔軟化の検討を行う際には、收容局設備の安心・安全を確保するため、設備をコロケーションする接続事業者に対し、発火、発煙などが生じることのないよう保全措置をとる旨求める規定が接続約款に盛り込まれている(第 51 条の 2)ことにも十分留意することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 電気料については、客観性、公平性、適正性を確保する観点から、自前で電力計を設置いただいた場合は実際の使用電力に応じた電気料をご負担いただき、電力計を設置していない場合は仕様書に記載されている最大消費電力に応じた電気料をご負担いただいているところです。・ したがって、使用電力値や最大消費電力値でもない、他事業者の自己申告値に基づく電気料の負担は、客観性、公平性、適正性を確保できないことから、適当でないと考えます。・ 当社としては、ヒューマンエラーの発生により電力供給許容量を超える電流が流れ設備の重大事故につながるおそれがあることから、これを防止するため措置として、「使用しないスロットに物理的な措置を加えて使えなくすることを条件に減設した設備に基づく電気料を算定するという方法」をご提案しているところです。

イ コロケーション設備の撤去に伴うルール(「6ヶ月前ルール」)の見直し

(ウ) 考え方

通常、コロケーション設備の利用を接続事業者側から解除する場合、撤去工事の進捗にかかわらず、接続事業者は撤去通知後6ヶ月間設備使用料等の支払いを要する。また、既存のメタル用コロケーション設備を撤去し、新しく光用コロケーション設備を設置する場合であっても、既存のコロケーションスペース、条件と異なる利用を行うときは、接続事業者は撤去通知後6ヶ月間設備使用料の支払いを要することに加え、光用コロケーション設備に係る費用も別途支払うこととなる。

(中略)IP 網への移行の進展に伴い、今後、多くの接続事業者が全国的にコロケーション設備の撤去や二重設置、入替えを行うことが想定される。加えて、接続事業者からは、実際にコロケーション設備の撤去に要する期間は6ヶ月より短いとの回答が寄せられている。

このような設備撤去、入替えが全国規模で進むと、一時的にPSTNやメタル回線を利用するためのコロケーション設備の撤去に伴う費用とNGNや加入光ファイバ回線を利用するためのコロケーション設備の新たな設置に係る費用の両方を負担するケースが増えると想定される。(中略)したがって、接続事業者の移行へのインセンティブを確保し、IP網への移行を円滑化する観点から、転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して「6ヶ月前ルール」の妥当性の検証を行うことなどにより設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取組みを行うことが適当である。

また、(中略)のコロケーション設備が小型化していることや、PSTNにおける設備更改(D70から新ノード)、IP網(ルータ)への移行に伴い収容設備が小型化していることも踏まえると、今後IP網への移行が進展すると、NTT局舎内のコロケーションスペース自体の空きも出てくると考えられることから、「転用に要する平均的な期間」という考え方を含めた見直しも必要となると考えられる。

② コロケーションに係る申込手続の簡素化

コロケーションに係る申込手続については、IP網への移行の実態に即した対応が取られることが望ましいと考えられる。したがって、装置の入替えにより既存コロケーションスペース、条件と異なる利用を行う場合には、現在の接続約款においては契約の廃止・新規申込みで違約金が発生するという点については、今後入替え事例が増大することに適切に対応すべく、接続事業者の実態を踏まえた上で、簡素化に向けて必要な検討を行うことが適当である。

・コロケーション設備の撤去に伴うルールについては、転用に要する平均的な期間も含め、他事業者のコロケーションの利用実態をあらためて把握するとともに、他事業者の具体的なご要望をお伺いしながら、検討していく考えです。

ウ コロケーションスペースに空きがない場合の増設の義務化、申込み手続の簡素化、リードタイムの短縮化

(ウ) 考え方

① コロケーションスペースに長期間空きがない場合の対応

(中略)コロケーションスペースの空き状況については、NTT 東西の事業者向けウェブサイトを通じ局舎毎のランク表示により情報開示が行われていることに加え、コロケーションスペースが枯渇している局舎における配分上限値の設定を行っている。

しかし、現状では、空きスペースがない(D ランク)局舎の対応については具体的に規定されていない。

他方、接続事業者が主張しているコロケーションスペースがDランクとなっているNTT局舎の割合は全体の数%に留まっており、コロケーションに係る競争ルールを見直した2006年度以降大きな変化はない。

また、(中略)PSTNにおける設備更改(D70から新ノード)やIP網(ルータ)への移行に伴い収容設備が小型化していることも踏まえると、今後IP網への移行が進展すると、NTT局舎内のコロケーションスペース自体の空きも出てくると考えられる。

こうした状況を踏まえると、まずは、総務省において、NTT局舎のうちどの程度が長期間Dランクのままとなっているか、どういった地域でDランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当である。

その上で、Dランクとされた局舎におけるNTT東西の取組みも踏まえて、今後本格化する移行を円滑化する観点から現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当である。

なお、その際、NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者の予見性を高める観点から、数ヵ月先の設備計画をNTT東西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべきである。

- ・ 当社は、コロケーションスペースに空きが無いビルにおいて、交換機等の当社設備の更改等により空きが発生した場合は、速やかに情報を更新する等リソース管理や情報開示を適切に実施しております。また、コロケーションスペースの増設計画を行う際は、決定後速やかに当社ホームページに自主的に、増設予定時期の情報を開示しており、今後も引き続き実施していく考えです。

③ リードタイムの短縮化

リードタイムの短縮化に関連して、接続約款において設備設置申込を受けて工事に着手した日から完了するまでの期間が規定(第 95 条の 4)されている。他方、接続事業者からは、FTTH サービスの迅速な展開といった具体的なニーズが示されている。

このため、この規定が適切に遵守されているか、申込の受理以前の段階で課題が現に生じていないかなど、まずは現状を把握することが適当である。

・コロケーションに係る手続については、接続約款第95条の4において、当社がPOI調査回答を行った日から他事業者の自前工事の着手が可能となる日までの期間として、

- ① 局内ケーブル工事のみの場合は、2週間以内
- ② 他事業者のご要望に基づき、二重床の設置又は改修を行う場合は、1ヵ月半以内
- ③ 上記①、②以外の場合は、1ヶ月以内

と規定しており、当社は当該規定を遵守し運用しております。

・なお、リードタイムに関するご要望については、他事業者から具体的に提示いただき、協議させていただく考えです。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

1 PSTNにおける競争環境の維持（2）マイラインの在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>中継電話は、加入者回線(基本料)部分についてメタル回線であるNTT東西加入電話を利用した上で、その先の中継(通話料)部分について利用者が電話会社を選択するものであることから、IP網への移行の進展とともに、NTT東西加入電話の契約数が減少傾向にある中、中継電話市場自体も縮小傾向にある。</p> <p>こうした状況にあるマイラインの扱いは、IP網への移行が進む過程において、PSTNにおける競争環境をどう評価し、その競争環境がどう在るべきかを検討するための一例と位置づけることも可能である。</p> <p>「マイライン」「マイラインプラス」は最大時(2004年3月)には市外通話区分で4,700万以上の登録がなされており、相当程度の加入電話契約者が登録を行ったこととなるが、その登録・変更の申込に当たっては、電話番号ごと又は申込書ごとにマイライン登録料として税抜800円が必要となる。このようなユーザの負担の大きさと比較し、マイライン事業者が提供しているサービス料金は2003年度以降ほとんど変化が見られない(例:ソフトバンクテレコム(マイラインプラス)、KDDI(マイラインプラス)の市内料金は3分8.5円、県内市外料金は3分30円のままであり、NTT東西の設定する通話料と差がない状態となっている)。</p> <p>また、NGNにおいて提供される0AB-JIP電話については距離に依存しない料金体系となっているなどPSTNとは異なる競争環境となっている。現時点で、NGNを活用した0AB-JIP電話サービスを接続事業者が提供できる環境にはなっていないが、NTT東西による事業者間の意識合わせの場でもIP網同士の直接接続に向けて事業者同士の議論が今後進められることとなっている。</p> <p>こうした点を評価・勘案すれば、まずはユーザニーズやNGNにおける電話サービスの実現に向けたオープン化等の状況を踏まえた上で、IP網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・マイラインは、アクセス設備が当社の固定電話しかなく、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代に、中継電話サービスの競争を促進する観点から導入されたものであると認識しております。・しかしながら、ブロードバンド市場では、DSL、FTTH、CATV、WiMAX等の高速無線アクセスなど、多様なアクセス手段が存在しており、他事業者は、NGN等当社のIPネットワークに全く依存することなく、IP電話を含めたブロードバンドサービスを提供し、お客様を獲得できる競争に変容してきており、マイラインの契約者数自体、減少しています。・加えて、固定の中継電話サービスは、通話料金が距離段階別に設定されていることを前提に成り立ってきましたが、現在、3分8円の全国一律料金のIP電話の普及とPSTN固定電話の利用の減少等、市場環境が大幅に変化しております。・したがって、IP・ブロードバンド時代にマイラインを導入する意義は乏しいものと考えておりますが、いずれにしても、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよく伺いたうえで検討していく考えです。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

1 PSTNにおける競争環境の維持 (3) メタル回線コストの在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>PSTN から IP 網への移行は、本来アクセス回線の移行と必ずしも直接的な関係はないものの、メタル回線と PSTN、光ファイバ回線と IP 網は、加入電話サービスや OAB-JIP 電話やブロードバンドサービスの提供と相まって連携して機能していることから、メタル回線と光ファイバ回線の在り方についても、間接的な影響を受けることとなる。</p> <p>現在、接続事業者は、NTT 東西のメタル回線を利用し、DSL サービス(534 万契約(2011 年 3 月末時点))や直収電話サービス(332 万契約(2011 年 3 月末時点))を提供しており、NTT 東西は IP 網への移行によるメタル回線の需要減少に応じてコスト削減に努めてきているものの、NTT 東西の IP 網への移行に伴い、こうしたサービスの提供を支えるドライカップやラインシェアリングに係る接続料に実質的な影響が生じている。</p> <p>このような状況について、メタル回線に係る接続料の上昇が接続事業者の IP 網への移行を促進するとの主張もある。これは、接続料は、設備に係る費用とその利用状況から合理的に算定されるものであり、利用が減少すれば接続料が上昇することとなるのはやむを得ないことであるため、今回の PSTN から IP 網への移行との関係で言えば、接続事業者が自らの判断で PSTN から IP 網へ移行するインセンティブが働き、これが加速する可能性があるとの考え方である。この考え方は、移行促進が必要となったフェーズにおいては、ユーザに不利益を生じさせないという理由で接続料の上昇を抑制するという政策を採るのは適切ではないとの主張にも繋がっている。</p>	<ul style="list-style-type: none">・冒頭申し上げたとおり、PSTNマイグレーション時もメタル回線は一定程度残るものと考えます。・その際、メタル回線コストの大半は、当社の利用部門が負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。・しかしながら、その努力を前提としても、メタル回線については需要減が激しく、今後接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のメタル回線を利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただくざるを得ないと考えます。・仮に接続料の上昇を意図的に抑制した場合、当社に負担を強いるだけでなく、円滑なIP網へのマイグレーションを阻害することにも繋がりがかねないことから、そのような政策には反対です。・また、仮にメタル回線コストを検証し、見直しを行う場合においても、実際に発生した設備コストを適正にご負担いただくことが大原則であり、単に接続料の算定手法のみを見直すのではなく、実際の財務会計とセットで見直しを行うことが大前提であると考えます。・各検討項目に関する当社の考え方は以下のとおりです。 <p><①未利用芯線の扱い></p> <ul style="list-style-type: none">・メタルケーブルについては、ケーブル単位で固定資産管理を行っており、需要減に連動して芯線単位で撤去・除却することは困難です。・また、接続料は、実際に発生している設備コストを当社の利用部門も含め設備を使っている事業者にご負担いただくものであり、未利用分についてもコストが発生している以上、使っている回線数に応じて、当社の利用部門と他事業者でご負担していただくざるを得ないと考えます。

他方、接続事業者からは、「接続事業者は光サービス市場への移行も出来ないままレガシー市場に留まらざるを得ず、他方、光サービス市場との競争上、レガシー系サービスに係る利用者料金を引き上げられない状況となるため、レガシー系サービスの接続料の上昇は当該事業者にとっては単にコスト負担増に繋がるだけであり、ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる」旨の懸念が示されている。これは、今後のネットワークが PSTN から IP 網へ移行する中、メタル回線の今後の位置づけやアクセス回線の移行スケジュールは必ずしも明らかでないため、接続事業者にとって予見性が高まらない状況にあることから、光サービス市場において十分な競争環境が整備されていないとの認識とあわせ、レガシー系サービスの接続料の上昇について懸念が示されているものである。

この点、以下のような状況を踏まえると、IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点から、予見性と継続性を重視し、PSTN の IP 網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。

○ 接続事業者がメタル回線を用いて提供している直収電話及び DSL サービス等については依然一定程度のユーザが存在していること。

○ 特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。

○ 仮に DSL サービスを提供している接続事業者が、ユーザ料金の値上げによる利用者減等により当該地域におけるサービス提供を中止した場合、利用者にとってはブロードバンドサービスの選択肢を失うこととなり得ること。

<②メタルケーブルの耐用年数見直し>

- ・ 当社の財務会計上の耐用年数は、設備ごとの使用実態や使用可能期間を考慮し決定しており、会計監査上も妥当なものとして認められています。
- ・ 仮に見直しを行うとした場合でも、その使用可能期間を推計するための調査や会計士等への対応等が必要となり、容易に出来るものではありません。
- ・ また、仮に耐用年数を見直す場合においても、実際に発生している設備コストを適正に回収するという観点から、単に接続料のみ見直すのではなく、実際の財務会計とセットで見直しを行うことが大前提であると考えます。

<③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法>

- ・ メタルと光の配賦方法については、これまでの研究会や審議会の議論を踏まえて行っているものであり、妥当なものと考えます。
- ・ 今後、検証を行っていくこと自体を否定するものではありませんが、メタル接続料低廉化のために光の配賦率を高めた場合、光ファイバの接続料が上昇するという課題もあり、総合的な検討が必要であると考えます。

以上を踏まえ、移行期におけるメタル回線の接続料算定のあり方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当である。

なお、その際には、メタル回線のコストの上昇が接続事業者の IP 網への移行を促すという指摘があることに留意しつつも、IP 網への移行の進展に伴い未利用芯線における「未利用」の意味が変化している点、接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方等についても留意すべきである。

また、IP 網への移行促進が必要となる段階まで同様の考え方が求められるものではなく、あくまで移行促進が必要となる時期には至っていないものの移行を円滑化する必要はある段階において、予見性と継続性の観点により重視される必要があるということであり、PSTN から IP 網への移行の進展状況やメタル回線の移行に係る情報が十分に開示された後まで恒常的な対応を必然的に求めるものではないことに留意することが必要である。

(中略)

年数により算定することを基本とすることが適当」、「使用実態を反映した耐用年数を適用することによって、接続料原価等の適正化が図られることが期待」とされている。「なお、経済的耐用年数を適用する設備の選定は、会計監査等実務について十分に配慮をしつつ行うことが必要」とも述べられている。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

1 PSTNにおける競争環境の維持（4）メタル回線の撤去に係るいわゆる「4年前ルール」の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>アクセス回線自体の移行計画は具体的に示されていないものの、NTT東西からは、当該ルールにかかわらず、アクセスの移行が決定した段階で速やかに接続事業者の説明するとの考えが示されており、予見性・透明性を向上させるという点ではNTT東西及び接続事業者の間では見解の相違はないと考えられる。</p> <p>現在接続約款に規定されている「4年前ルール」自体は、一般的には個別のメタル回線を撤去するケースを射程としていると考えられるが、PSTNからIP網への移行に伴い、間接的・実質的にメタル回線の移行も進むと、同様の撤去が全国でより大規模に進められることが想定される。</p> <p>この点、接続事業者からは最低でも3年前の局舎単位での情報提供といった要望が示されているが、現時点ではPSTNからIP網への移行においても局舎単位で移行を行うとまでは説明されておらず、PSTNの移行に間接的・実質的な影響を受けるメタル回線についてのみ先んじて局舎単位で情報提供を行うことは困難な状況と考えられる。また、「代替サービス」の提案が不明瞭のままではドライカッパ・DSL事業者にとっては事業運営の見通しを立てることもユーザへの対応を考慮することも困難との指摘がある。</p> <p>以上を踏まえ、予見性を高める観点から、例えば「代替サービス」の提供可能時期（現在は撤去時まで）、「代替サービス」が提供可能な状態にある場合におけるメタル回線の撤去情報提供時期（現在は1年前）などについて今後の移行の進展を見据えた所要の明確化を図ることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・アクセス回線については、引き続きサービスの創造やICTの利活用等を促進することにより需要を喚起し、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを進め、光アクセスの普及を進めていく考えですが、これまでのメタル電話の減少傾向やユーザニーズの動向を踏まえると、PSTNマイグレーションを実施する2020年代初頭においては、1,000万回線から2,000万回線程度が残ることが現時点では見込まれます。これらのメタルアクセスについて、膨大なコストをかけて光への強制移行を図るよりも、PSTNマイグレーション時においては、メタル回線上でIP技術を使った音声通信を提供することが現実的と考えます。諸外国におけるPSTNマイグレーションの動向を見ても、アクセス回線はメタルと光が並存しているのが現状です。したがって、PSTNマイグレーション時においても、当面、接続事業者は当社のメタル回線を利用したDSLサービスの提供は可能であり、現時点ですべてが光化されることを前提とした議論は不必要であると考えます。・なお、当社としては、メタル回線を撤去する場合、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した段階で、必要な情報を速やかに接続事業者にご説明させていただく考えです。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

2 NGNにおける競争環境の整備 (1) PSTNとNGNにおける公正競争環境の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>NTT 東西の PSTN 及びメタル回線については、加入者回線のシェアを勘案し、「加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備」として、一種指定設備に指定されている。これにより、アンバンドルされたアクセス網におけるドライカッパ、ラインシェアリング、コア網における GC・IC 接続機能等を利用して、直収電話、DSL、マイライン等の多種多様な競争的サービスが提供されている。</p> <p>これに対し、同じく一種指定設備に指定されている NTT 東西の NGN 及び光ファイバ回線においては、PSTN やメタル回線において実現している接続ルールに必ずしも対応していない面がある。</p> <p>この点、PSTN と NGN はネットワーク構成や概念が異なるため PSTN 及びメタル回線における競争環境と全く同等である必要はないとの指摘もなされているが、ブロードバンドの普及促進のためには、PSTN 又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かない点や、事業者の積極的な IP 網への移行が妨げられないことが重要であるという点に加え、NGN ならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザ利便の向上が図られることが重要である点から、NGN 又は光ファイバ回線においても実質的な公正競争環境を確保する必要があると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・冒頭申し上げたとおり、現在の競争は、当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得するサービス・料金競争へ構造が大きく変化しており、電話サービスを提供するために当社の電話網を借りることが前提であった時代とは構造が全く異なります。・したがって、多種多様なサービスの提供を通じた利便性の向上を図るためには、「ブロードバンドの普及促進のためには、PSTN 又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かない点や、事業者の積極的な IP 網への移行が妨げられないことが重要」といった電話時代の競争ルールを継続することを最優先するといった視点に立つのではなく、規制は最小限とし、イノベーションや新たなサービスの創造を阻害するようなことのないような政策としていくことが重要と考えます。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

2 NGNにおける競争環境の整備 (2) NGNにおける伝送機能のオープン化

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>現在、NTT 東西の NGN の中継局接続機能を利用する接続事業者は存在しないが、NTT の IP 網への移行計画に従い、今後 PSTN から IP 網への移行が進展すると、NTT 東西と他事業者の IP 網同士の直接接続が増加すると想定される(「PSTN から IP 網への移行=IGS 接続機能から中継局接続機能への移行」)。また、大規模災害対応のためにパケット通信ネットワークを整備する必要性からも、接続事業者が NTT 東西の NGN と中継局接続機能を利用して IP 網の直接接続を行う必要性が増加すると想定される。</p> <p>他方、現在の中継局接続機能は料金面(定額制)で NGN における IGS 接続機能や PSTN における GC・IC 接続機能と異なっており、この点が IP 網同士の直接接続の実現への課題となっている可能性がある。なお、NTT 東西が 2011 年 1 月に実施した事業者アンケートの結果においても、IP 網同士の直接接続の実施希望時期について最短で 5 年以内と答えた企業が 17 社中 4 社に留まり、残りは「10 年以内」ないし「時期未定」と回答している。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の中継局接続の設定単位等(10Gメニューの設定等)については、NGNのフィールドトライアルなどの場で、接続事業者のご意見もよく伺った上で対応してきたものであり、これまでのところ、他の設定単位等の導入に係る具体的なお要望はいただいておりません。また、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月)でも、ポート単位の定額制接続料が妥当との考えが示されているところです。・ 加えて、これまでのところ、中継局接続機能の利用はNTT東西間接続でしか実績がないものであり、その利用形態については、今後のIP網同士の接続の進展に伴い、様々なご要望が上がってくる中で検討を深めてゆくべきものと考えます。・ 既に関係事業者間の意識合わせの場にて、IP網の直接接続について関係事業者間で議論を進めているところであり、具体的なご要望があれば、答申案に記載された課題も含め、中継局接続機能の設定単位の細分化・柔軟化やインターフェースの多様化の検討を進めていく考えです。

この点を踏まえ、NTT 東西の NGN と接続事業者の IP 網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークの IP 網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の一層のオープン化（設定単位の細分化・柔軟化等）を図ることが必要である。

また、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い、創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所に相互接続点が設置されることが望ましい。この点、NGN 答申において、「過度な経済的負担にならない限り、事業者の要望に応じて適時適切に相互接続点の増設を行うことが適当」とされているが、これまで接続事業者からの要望はなく、中継局接続機能に係る相互接続点は商用サービス開始時から増設されていない（NTT 東西計 4 力所）。

以上の点や、相互接続点の新設について他事業者から要望が寄せられた場合には協議に応じ、実現の可否について検討していくとの考え方が示されていることを踏まえ、中継局接続機能に係る標準的な接続箇所（POI）を予め増設することが必要である。

なお、その際には、PSTN から IP 網への移行に当たり、多種多様な事業者と NGN との IP 網同士における接続を確保する観点から、IGS 接続に係る POI との関係やコストに留意することが適当である。

・現在、当社との中継局接続のPOIは2ビルとしていますが、これ以外のビルでのPOI新設については、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよく伺いたうえて検討していく考えです。

・なおその検討に際しては、

- ① POI新設には各POIビルで事業者間接続用のゲートウェイルータ（GWR）の新設が必要となること、
- ② 当該POIビルに設置するルータに接続トラフィックが集中すること、

から、関係事業者のご意見を踏まえつつ、極力ルータや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所をPOIの新設場所としていきたいと考えております。

第1編 電話網から IP 網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

2 NGN における競争環境の整備 (3) 通信プラットフォーム機能のオープン化

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方 (中略)</p> <p>通信プラットフォーム機能、とりわけ SNI におけるオープン化の進め方については、NTT 東西が主導すべき(接続事業者)との意見と、事業者から具体的な要望を示すべき(NTT 東西)との意見が示されており、事業者間で見解が異なっている。</p> <p>NGN の SNI メニューである「フレッツ・キャスト」と地域 IP 網における SNI メニューに相当する「フレッツ・v6 キャスト」について比較すると、NGN においては各県内に限定した配信が可能となる「地域メニュー」がなく、NTT 東西全域への配信が可能となる「広域メニュー」に 200Mbps、300Mbps といったメニューが追加されている。また、地域 IP 網では、10Mbps でのコンテンツ配信プラットフォーム機能を提供する「フレッツ・オンデマンド」等が存在している。</p> <p>以上を踏まえると、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点からは、発展性の視点を重視し、NGN における SNI に係る通信プラットフォーム機能の一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ インターネット上では既に、Google、Apple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスを提供しています。・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要であると考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化をご要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることはできません。・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的なご要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。・ なお、当社では、従前より、コンテンツ・アプリケーション事業者とアライアンスを進めてきており、当該事業者からの個別具体的なご要望に基づき、認証機能や課金機能、映像配信機能といったサービスを提供しているところであり、引き続き、コンテンツ・アプリケーション事業者と具体的なサービス提供に向けよく話し合いながら、お客様にとって使い易いサービス提供に努めていく考えです。

第1編 電話網から IP 網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

2 NGN における競争環境の整備 (4) NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方

答申案	当社意見
<p>ア 現状 (中略) 一種指定設備のオープン化(アンバンドル)については、電気通信事業法(第 33 条)、接続料規則(第 4 条)、一種指定設備の指定に関する告示を根拠とし、一種指定設備の機能毎にそれぞれ接続料等を定めることで実現しているところ、具体的な機能のオープン化にあたっては、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」という考え方に基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」しつつ判断している。</p> <p>イ 考え方 NGN の構築・普及期には、具体的な提供形態やニーズが把握しやすい既存の機能(例: IP 電話サービスに係る機能)をアンバンドルする一方、その時点で具体的提供形態が明確ではなかった NGN 固有の機能については、サービス開始段階ではアンバンドルの必要性はないと判断した経緯がある。</p> <p>しかし、その後 3 年が経過し、NGN は既存の光提供エリア全域をカバーし「発展期」に移行しているが、新たな機能のアンバンドルは行われていない。この背景には、現在の 3 つの考え方に照らしてアンバンドルするとの判断に至らなかった事例が複数存在している。とりわけ、「具体的な要望があること」については、その内容が曖昧であり、現状のままでは接続事業者の要望が実現されず、NGN における競争が進まないとの指摘もある。</p> <p>また、「技術的に可能であること」については、現時点の NGN ではその実現が技術的に可能ではないと考えられる機能であっても、今後の NGN における設備更改のタイミングで実現することが可能であれば、要件を満たすと考えることも可能ではないかとの指摘もある。</p> <p>こうした状況に加え、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されている NGN の特性や、PSTN から IP 網への移行の動向も踏まえ、NGN における公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、技術的可能性、経済的負担といった点も踏まえながら、3 つの考え方について、NGN の段階的発展に対応した適切な整理を図ることが必要である。</p>	<p>・アンバンドルについて、三つの要件の考え方を整理されていますが、それぞれについて、以下の観点が必要と考えます。</p> <p>①「具体的な要望があること」について、冒頭申し上げたとおり、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。</p> <p>②「技術的に可能であること」について、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社の NGN の「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。</p> <p>③「過度に経済的な負担がないことに留意」については、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等についても、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。</p> <p>・いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案した上で、個別に検討・判断すべきものと考えます。</p>

第1編 電話網から IP 網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

3 コア網の IP 網への移行に対応したハブ機能の在り方(緊急通報を含む) (1) ハブ機能の在り方等

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>(ア) 必要性・担い手等</p> <p>PSTN を利用した音声サービスを提供している事業者(PSTN を介して間接接続を行っている場合を含む)は、各事業者間での接続に当たり、接続協定を締結している。</p> <p>現在は、NTT 東西以外の事業者同士が接続を行う場合であっても、NTT 東西の PSTN を利用した間接接続が実現していることにより、当該事業者は、接続協定の締結に当たり、主に接続料に関する協議のみを行えばよい状況となっている。</p> <p>仮に、PSTN から IP 網へ移行した際に、NTT 東西がハブ機能を持たない場合、接続事業者は、各事業者間での接続協定の締結に当たり、接続料のみならず、相互接続点(POI)及び各 POI における技術基準等についても複数の事業者との間で協議・調整を行う必要が生じることとなる。</p> <p>このような点を踏まえつつ、PSTN のハブ機能を通じて様々なサービスが提供されているという社会的重要性や、IP 網においてハブ機能が提供されない場合に必要となると想定されるコスト及び過大な設備投資負担による中小規模の事業者に対する財務面への影響に鑑みれば、ネットワークの効率的な利用を通じ、各事業者の IP 網への移行を促進するために、IP 網におけるハブ機能の必要性自体は肯定されるものと考えられる。</p> <p>(イ) 課題の解決</p> <p>現在、接続事業者は、最寄りの NTT 東西の PSTN が提供する IGS 接続機能を利用することにより、中継事業者網等を介し、遠隔地の他事業者との接続を行っている場合が多い。この場合、当該接続事業者は自らの伝送路を NTT 東西が提供する最寄りの IGS 装置まで用意することとなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、各事業者は、NTTのPSTNが電話時代につくられた唯一のコアネットワークであることを前提にPSTNをハブ機能として利用していますが、マイグレーションにより、NTTのPSTN自体がなくなるため、ハブ機能を用いて接続している事業者のお客様に対して、どのように接続性を確保していくかが課題となります。 ・ こうした問題に対しては、IP網同士の接続となった際に、既に各事業者が独自にIP網を構築できるといった環境が整っていることを踏まえ、ハブ機能をどのように実現するのか、誰が主体となって提供するのか等について、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよく伺いたうえで検討していく考えです。 ・ なお、NTT東西のIGSは、多事業者間の接続を中継するハブとしての機能は提供していますが、答申案に記載されているような県間を跨る中継接続は、当社では行っておらず、当社以外の県間業務を営む複数の事業者が競争的に行っており、またその利用にあたって当社のIGSを経由する必要は必ずしもありません。 ・ また、答申案では、IP網への移行時には、NTT東西の中継局接続において、県間を跨る中継接続機能の提供も行うことを期待されているようですが、上述のとおり県間を跨る中継接続機能は競争環境下で複数の事業者が提供している現状を踏まえ、提供主体がどの事業者であっても、義務的な提供を求めるのではなく、あくまでビジネスベースでの競争に委ねることが望ましいと考えます。

他方、NGN が提供する中継局接続機能は、現在、東京・大阪などの大都市に相互接続点が限定され、接続料は定額制であるため、地域系事業者は自らの伝送路を遠隔地まで用意するなどの追加的負担が必要となるとの懸念が示されている。

こうした状況を踏まえ、PSTN から IP 網への移行に当たり、継続性・予見性の視座を重視しつつ、IP 網同士の直接接続に係る課題を解決するため、IP 網における「ハブ機能」の実現に向け、具体的な実現方法、多数事業者間接続における事業者間精算の仕組み等について、事業者間協議の場等も活用し、早期に検討に着手することが適当である。

第1編 電話網から IP 網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

3 コア網の IP 網への移行に対応したハブ機能の在り方(緊急通報を含む) (2) 緊急通報の扱い

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>緊急通報は「位置特定」、「回線保留」、「かけ直し」等の機能により実現しているが、0AB-JIP 電話等においては固定電話と同様の機能を実現出来ない場合がある(例:回線保留、かけ直し)ことを踏まえ、0AB-JIP 電話等から緊急通報を行う場合、「自動呼び返し機能」などの代替機能により擬似的に実現するなど必要な技術的条件が整理されている。この技術的条件については、受理する側の網構成が PSTN の場合(現在)、IP 網の場合(今後)それぞれに関し、一定の整理がなされている。</p> <p>なお、2005 年の情報通信審議会答申においては、今後指令台に直接接続するネットワークが NTT 東西の PSTN から IP 網に置き換わる場合、当該 IP 網を①事業者が提供するケース(一般 IP 網又は緊急通報受理用 IP 網)と②緊急通報受理機関が自ら構築するケースが想定されている。</p> <p>以上を踏まえ、IP 網への移行に対応した緊急通報の在り方(必要性、担い手等)については、継続性・予見性の視座を重視し、移行の進展に応じ、関係事業者、自治体、緊急通報受理機関のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 現在ISDNを利用している緊急通報受理用回線については、ひかり電話を利用することにより基本的には代替可能と考えているが、警察・消防等の受付台のインターフェースの光対応が必要となるため、今後、警察・消防機関の設備の更改時期に合わせて、ひかり電話対応機器を導入していただくようご説明していく考えです。・ また、現行のひかり電話は、緊急通報受理用回線において提供している保留、呼び返し機能に対応していないので、今後、警察・消防等からのご要望を伺いながら、検討していきたいと考えています。・ 例えば、携帯電話では、送出されている発信側のIDにより受付台から呼び返す方法で対応していることについても参考にして、今後、警察、消防等と対応していく考えです。・ いずれにしても、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよくお伺いしたうえで検討するとともに、緊急通報受理機関、自治体等との間においてもご意見をよくお伺いし対応していく考えです。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて

第4章 事業者対応

4 コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い

答申案	当社意見
<p>(3)考え方</p> <p>PSTNにおいて実現していた番号ポータビリティについては、基本サービスの継続性の観点からは、今後も引き続き維持されることが求められる。また、これまで競争環境の整備の観点から、多くの加入者を有するNTT東西から競争事業者への番号ポータビリティが義務付けられてきたことを踏まえると、PSTNからIP網への移行にあたって、NTT東西の0AB-JIP電話の契約者数のシェアが70%弱を占める状況に照らしても、可能な限り早期に、0AB-JIP電話においてNTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められる。</p> <p>また、利用者利便の観点からは、NTT東西の利用者だけでなく、競争事業者の利用者が他事業者へ番号ポータビリティを利用して移転可能とすることも求められる。</p> <p>PSTNからIP網への移行にあたり、0AB-JIP電話市場における競争環境の進展を踏まえつつ、事業者間のIP網の直接接続の実現とともに、競争事業者間相互の番号ポータビリティの実現が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・PSTNの番号ポータビリティについては、現在、NTT東西から他事業者等へ片方向の移行しか実現できておらず、他事業者が取得した電話番号を利用しているお客様はNTT東西を含めた別の事業者に移ることができないなど、お客様の利便性を損なう面があること、及び新たに番号ポータビリティを実現するための環境を整えることから、今後、各事業者がIP網に移行する際に、お客様ニーズに対応して、「双方向」で利用できるようにしていくことが必要と考えます。・なお、IP網における事業者間相互の番号ポータビリティについては、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよく伺いしたうえで検討していく考えです。

一方、PSTN において、NTT 東西の利用者が引っ越し等の際に番号を持ち運べる地域を収容局内としてきた運用については、番号区画単位で固定電話のサービスを提供する競争事業者と比べて、より詳細な収容局内で固定電話のサービスを提供する NTT 東西が競争上優位となっているとの指摘がある。固定電話の電話番号が有する地理的識別性に配慮しつつ、PSTN から IP 電話への移行を促進し、利用者利便の向上を図るため、可能な限り早期に、NTT 東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在の収容局単位の運用から、例えば番号区画単位まで広げるなど、ロケーションポータビリティの拡大が求められる。

- ・ 現在、番号ポータビリティは、当社の加入電話から他事業者への片方向のポータビリティしか実現していないため、当社の加入電話に戻る際に同一番号を利用できるよう、当該電話番号を管理するGC交換機配下の収容区域内の移転に限定することで、事業者間で合意し、運用しています。
- ・ ひかり電話のネイティブ番号についても、技術的には同一SIPサーバに収容されている範囲内の移転であれば同一番号での移転は可能であります。上述の合意に基づき、加入電話の場合と同様、同一の収容区域内での移転に制限しているところです。
- ・ 当社加入電話やひかり電話、あるいは他社OAB～J電話といった同じOAB～J番号を利用するサービスでありながら、サービスによって同一番号で移転できるエリアが異なることは、お客様にとってわかりづらいものであることに加え、同じ番号を加入電話で利用する場合には収容区域内の移転に限定され、他社OAB～J電話で利用する場合には収容区域を超えて移転できるということは、お客様の理解が得られ難いこと、また、収容区域外に移転されたお客様が他事業者から当社加入電話に戻る際には同一番号での利用ができないことはお客様にご迷惑をおかけすること、こうしたことを解決するためにはGC交換機等の改修が必要となること等、現状の仕組みにおいて、ご指摘の件を実現するためには多くの課題があります。
- ・ こうした課題については、全体でまとめて解決されるべきものであることから、ご指摘の件も含め、今後、IP網同士の直接接続の実現にあわせて、双方向の番号ポータビリティを導入する際に、まとめて検討を行う考えです。

第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて
 第5章 本検討のフォローアップについて

答申案	当社意見
<p>(中略)実際の移行については、今後、関係事業者間の協議等を踏まえつつ具現化が図られていくこととなるため、本審議会として、一定の期間において、必要なフォローアップを行っていくことが求められる。具体的には、2012年以降も、電話網移行円滑化委員会を存置した上で、適切なタイミング(例:半年ごと)に、上記NTT東西と関係事業者の間の協議、コア網移行に向けた各主体の取組、PSTN・メタル回線により提供される既存サービスやIP網・加入光ファイバ回線により提供されるサービスの利用実態等について、委員会として一定のデータを整理し、関係者から状況を聴取することが適当である。これにより、今後の環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、今後、円滑な移行に向けて、真摯に対応していきたいと考えており、利用者に対しては、適宜その詳細をご説明していくとともに、他事業者の方々のコアネットワークのIP化の計画をよくお聞きして、他事業者とよく話し合っ進めていきたいと考えています。 ・その過程に関する委員会のフォローアップについては、当社としても必要に応じて、委員会に対して、関係事業者との協議状況やお客様対応状況等について報告する考えですが、半年程度の期間では大きく状況が変わるものではないと考えられるため、ある程度課題が整理された段階で当社から報告することとしたいと考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

1 中継局接続機能のオープン化 (1) 中継局接続機能のオープン化

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>NGN の中継局接続機能は、IGS 接続機能や PSTN における GC・IC 接続機能と異なっており、この点が IP 網同士の直接接続の実現に向けた課題となっている可能性がある。具体的には以下のような課題がある。</p> <p>① NGN へのマイグレーションが先行して進められている地域 IP 網においては、中継局接続機能として 1G メニューが存在している。他方、NGN の中継局接続機能は 10G メニューのみが提供されているが、NGN において中継局接続機能を利用している NTT 東西自身も、現時点では平均トラヒックは 1G 未満となっている(ピーク時には 1G を超える場合もある)。</p> <p>② 中継局接続機能への移行が想定される IGS 接続機能では従量制(5.00 円/3 分(NTT 東日本)、5.73 円/3 分(NTT 西日本))となっている。他方、NGN の中継局接続機能では接続料設定単位は定額制(542 万円/10G ポート(NTT 東日本)、654 万円/10G ポート(NTT 西日本))となっている。</p> <p>③ 現在の NGN の中継局接続機能は、SIP サーバを介した QoS サービス(OAB-JIP 電話)のみインターフェースが整備されており、ベストエフォートサービスに対応していない。</p> <p>(中略)</p> <p>しかし、ブロードバンドの普及促進のためには、PSTN 又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことや、事業者の積極的な IP 網への移行が妨げられないことが重要であると考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>以上を踏まえ、NTT 東西の NGN と接続事業者の IP 網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークの IP 網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化(設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化)を図るために必要な措置をとることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の中継局接続の設定単位等(10Gメニューの設定等)については、NGNのフィールドトライアルなどの場で、接続事業者のご意見もよく伺った上で対応してきたものであり、これまでのところ、他の設定単位等の導入に係る具体的なご要望はいただいておりません。また、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月)でも、ポート単位の定額制接続料が妥当との考えが示されているところです。 ・ 加えて、これまでのところ、中継局接続機能の利用はNTT東西間接続でしか実績がないものであり、その利用形態については、今後のIP網同士の接続の進展に伴い、様々なご要望が上がってくる中で検討を深めていくべきものと考えます。 ・ 既に関係事業者間の意識合わせの場にて、IP網の直接接続について関係事業者間で議論を進めているところであり、具体的なご要望があれば、答申案に記載された三点の課題も含め、中継局接続機能の設定単位の細分化・柔軟化やインターフェースの多様化の検討を進めていく考えです。 ・ なお、「PSTN 又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことが重要」とありますが、冒頭に申し上げたとおり、IP網の接続については、電話時代の考え方を継続することを最優先して当社NGNを一方的に規制するのではなく、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねていただきたいと思います。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

1 中継局接続機能のオープン化 (2) 中継局接続機能に係る標準的な接続箇所(POI)の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>NTT 東西の業務が県単位で提供されている PSTN においては、接続事業者が全国展開するためには、NTT 東西と各県の POI で接続することが必要となる。これに対し、県間役務提供が活用業務として認可されている NGN では広域接続が可能となっており、接続事業者は中継局接続機能を利用して 1 カ所の POI で接続することにより、当該 NGN を設置する NTT 東西の全提供エリアのエンドユーザへサービス提供を行うことが可能となっているという点で効率的な接続形態となっている(NTT 東西は、冗長性を確保するため、2 カ所で接続している)。</p> <p>(中略)</p> <p>この点、現在 IGS 接続機能に係る POI は 41 ビル(NTT 東日本)、55 ビル(NTT 西日本)に存在するため、中継局接続機能に係る POI が同じビルにあれば、接続事業者はこれまでの伝送路を活用できる場合も想定される。</p> <p>また、現在の POI の数のままでは、マイグレーションの進展を受けて IP 網同士の直接接続が増加した場合、限られた POI に多数の接続事業者が集中して接続することとなり、ゲートウェイルータの呼処理に支障が生じる可能性や、例えば東京での輻輳の影響を全国の地域電気通信事業者が被る可能性も否定できないことから、適切な負荷分散を図ることが必要となる。</p> <p>以上に加え、NTT 東西が IP 網へのマイグレーションに関して実施した事業者アンケートの結果も踏まえると、今後接続事業者のネットワークの IP 網への積極的な移行を促す観点から、IGS 接続に係る POI との関係やコストに留意しつつ、中継局接続機能に係る POI を予め増設することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、当社との中継局接続の POI は 2 ビルとしていますが、これ以外のビルでの POI 新設については、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよく伺いたうえで検討していく考えです。・ なおその検討に際しては、<ol style="list-style-type: none">① POI 新設には各 POI ビルで事業者間接続用のゲートウェイルータ(GWR)の新設が必要となること、② 当該 POI ビルに設置するルータに接続トラフィックが集中すること、から、関係事業者のご意見を踏まえつつ、極力ルータや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所を POI の新設場所としていきたいと考えております。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

2 収容局接続機能のオープン化

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>接続事業者が NGN 収容局接続機能を利用して自社ユーザに対して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供する場合、接続事業者が加入光ファイバ回線を自ら設置するか調達する必要があることに加え、NTT 収容局ビルにある収容ルータ毎に接続料の支払いを要することとなるため、収容ルータ(1G)配下で一定のユーザ数を獲得する必要がある。</p> <p>しかし、NGN の収容局接続機能は、地域 IP 網と異なり 100M といった小口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲得する必要があるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が収容局接続機能を利用して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供することについては一定の課題がある。</p> <p>次に、接続事業者から代替的措置として提案のあるフレッツ光サービスのアンバンドルについて見てみると、現在 NTT 東西が提供しているフレッツ光サービスは、ISP 等の接続事業者と NTT 東西が連携し、それぞれの提供部分について料金設定を行う、いわゆる「ぶつ切りサービス」での提供となっており (ISP 接続)、接続事業者が NTT 東西に対して接続料を支払ってエンドエンドでユーザ料金を設定し、フレッツ光サービスと同等のブロードバンドサービスを自社サービスとしてユーザに提供することはできていない。</p> <p>(中略)</p> <p>以上を踏まえると、収容局接続機能については、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当である。また、接続事業者から示されている代替案については、NGN において競争環境を整備し、ブロードバンド普及促進を目指す観点からは、異なるアプローチを採ることも有効と考えられることから、フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的な措置についても技術的課題等の必要な検討を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ NGNの収容局接続機能の設定単位等については、これまでのところ、他の設定単位等の導入に係る具体的なご要望はいただいておりません。また、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月)にて、収容ルータ単位の定額制接続料とすることが妥当との考えが示されているところです。・ 今後、地域IP網と同様の100Mメニューを設けることについて、具体的なご要望があれば、その提供に向けて検討していく考えです。・ なお、収容局接続機能の更なるオープン化の補完的措置として、いわゆるフレッツ光サービスの卸提供(1ユーザ単位の接続料化)が例示されておりますが、以下の理由から提供は困難であり、実施する考えはありません。<ol style="list-style-type: none">① 接続料化するには、特定のISP事業者に対して接続を限定する必要があるが、NGNでは特定のISPに限定することができない仕様となっていること。② 仮に、接続先を特定のISP事業者に限定しようとする、お客様は複数のISPを自由に切替えて利用したり、ISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することができなくなり、お客様の利便性が低下すること。③ そもそも、当社では個々のお客様がどのISPを選択しているか把握しておらず、ISPを特定することができないこと。④ 卸役務として提供するか否かは、強制されるものではなく、当社の判断で決定されるべきものであること。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (1) アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>通信ネットワークというインフラを用いてサービスを提供することを特性とする電気通信分野において競争促進を図るにあたっては、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。</p> <p>この点を踏まえ、NTT 東西の配線ブロックに係る設備構築状況に着目すると、実際の配線ブロックの大きさは様々であり、必ずしも平均戸数と一致するものが多いわけではなく、それを下回るものも一定程度存在している。これに加え、ブロードバンド利用率や NTT 東西の FTTH シェアなどから試算した配線ブロック毎の競争事業者の現時点の獲得ユーザ想定数の多寡も考慮すると、競争事業者が NTT 東西から光ファイバ回線を借りて競争的なサービスを提供するに当たり、このような配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がありうると考えられる。</p> <p>光スプリッタ収容率を向上させるためには、光スプリッタのカバーするエリア、つまり配線ブロックの規模を拡大することが有効とされている³⁷。ただし、単純に配線ブロック規模を拡大しただけでは、光スプリッタからユーザ宅までのドロップ光ファイバ配線距離が長くなり、逆に開通工事稼働を増加させることとなると指摘されている。</p> <p>このため、今後、公正競争環境を一層整備する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要と考えられる。</p>	<p>・当社としても、今後、需要が疎なエリアにおける光配線区画については、下記の観点から、検討していく考えです。</p> <p>(参考)既存の光配線区画よりもカバーエリアが広い配線区画を設定する場合の留意点</p> <ol style="list-style-type: none">① 主端末回線の数は少なくても済むものの、局外スプリッタからお客様宅までの距離が一般には長くなることから、分岐端末回線の料金は高くなる可能性が高いこと。② 既存の光配線区画を跨って配線する等、既存の光ファイバケーブルを利用できない場合は、開通納期も長くなる場合があること。③ 本格運用に向けては、システム改造が必要となること。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (2) 光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>アクセス回線に係る競争促進を図ったとしても、展開エリア情報や配線ブロック情報等は、NTT 東西の設備を借りてサービス提供を行おうとする競争事業者の事業展開や設備構築に必要な情報であることから、公正競争環境確保の観点から、適時適切に情報開示ルールを整備することが重要となる。</p> <p>この点、2011 年度以降の加入光ファイバ接続料に係る認可の際に、「光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明化向上に関し、必要な取組を行うこと」が条件として付されている。</p> <p>以上の点や配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がありうるという前述の観点も踏まえ、ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、光の展開エリア情報については、決定後、速やかに提供開始の概ね3ヶ月前にホームページで開示しております。・ 光配線区画情報については、接続事業者と協議の上、光配線区画情報の調査方法を見直すことにより、従来、数十ビルの調査に3～4ヶ月程度要していた期間について、数百ビルの調査で2ヶ月以内に対応可能とするとともに、予め調査ビルと調査期間を指定することで、定期的な光配線区画情報の提供や光配線区画自体の変動に関する情報の提供についても、接続事業者に対し提案し、現在、実施に向けた検討を行っているところです。・ 今後も、引き続き、接続事業者のご要望を踏まえ、情報開示の充実化に努めていく考えです。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (3) 接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案

答申案	当社意見
<p>イ 考え方</p> <p>上記3つの提案(GC接続類似機能・光ファイバシェアリング・波長重畳接続機能)については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、技術面・経済面を含む多角的な観点から検討を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ GC接続類似機能や光のファイバシェアリングについては、OSU共用と同様に、<ul style="list-style-type: none">－ NTTのコアネットワークを共用することになるため、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること－ 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、コアネットワークを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること－ 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下することといった、極めて重大な問題があることから、NGNに本機能を導入する考えはありません。・ また、実現にあたっては、多大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすこととなります。

- ・波長多重接続機能については、
 - －4×8分岐といった分岐方式を変更する場合、事業者間で調整が必要となること
 - －故障が発生した場合に、異なる波長帯を利用する事業者との間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること
- といった問題はあるものの、既存のフレッツ光が利用している波長帯とは別の波長帯を利用することになり、また当社のコアネットワークは利用せず、当該接続を要望する事業者は自前で構築するIP網を利用して自由にサービスを提供することができるため、サービスの均一化や新サービスの提供を阻害するといった問題は、OSU共用やGC類似接続機能、ファイバシェアリングと比べると少ないものと考えます。
- ・ただし、波長多重接続機能を実現するためには、現在、国際標準で決められた波長帯は全て使用しているため、国際標準化されていない波長帯を利用するためには、国際標準化されることが先決です。
 - ・仮に標準化されていない波長帯を日本独自に利用するとしても、当該波長帯は波長幅が狭いため、現用の波長帯との干渉を回避するために、高精度のOSU・ONUを当該接続を要望する事業者が自ら開発し、当該事業者自ら設置する必要があります。
 - ・さらに、現行の当社が設置するWDMスプリッタは、接続事業者向けのポートがないため、これを置き換える必要があるため、要望する事業者のコスト負担が必要です。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (4) FTTH サービスにおける端末設備(ONU) の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>FTTH サービスにおける ONU の開放の是非及びその在り方に関して、このような利用者による端末設備の接続の考え方、これまでの端末開放の経緯や、上述の事業者の見解を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、ONU と OSU が協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関連する技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ フレッツ光ネクストファミリータイプ等で利用している、1つの芯線を最大32ユーザで共有するPON方式については、当社の局舎内のOSUと各ユーザ宅に設置するONUが協調して動作しています。・ 具体的には、下りの場合、OSUは、同一芯線内の全てのお客様に同一の下り信号を送信し、各ONUにおいて自分宛以外の不要な信号を廃棄することで最大32ユーザでの通信を可能にしています。また、上りの場合は、各ONUからリクエスト信号を送出し、OSU側からの指示に従って各ONUからパケットを送出することで、最大32ユーザでの通信を可能にしています。・ このように、ONUは、OSUと協調して動作することで、1芯に複数ユーザのトラヒックを同時に流しても、個々のユーザの通信を正常に機能させるといったネットワーク設備として果たすべき機能を実現しております。・ 仮に、当社以外でONUを提供した場合、当社は、正常に動作するONUが設置されたか確認することができず、例えば、当該ONUを設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれ、あるいは、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じることとなります。・ 以上から、当社サービスのONUについては当社にて提供させていただく考えです。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

4 通信プラットフォーム機能のオープン化 (1) 通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI のオープン化)

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>NTT 東西においても、コア網の移行にあたり事業者間の IP 網間接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で合わせることを目的として、2011 年 6 月に接続協定事業者をはじめとする関係事業者と意識合わせの場を設置したところである。この意識合わせの場においては、インターフェースの標準化や接続形態といった諸課題について幅広く検討が行われており、今後 IP 網間接続を利用したサービスの実現に向けて、通信プラットフォーム機能のオープン化に資する議論が行われることが期待される。</p> <p>(中略)</p> <p>PSTN からのマイグレーションが現に進む中、ネットワークの多機能化・高度化等を踏まえた多様な接続ニーズが生じていることから、その方向性は一層強まっていると考えられる。以上から、ブロードバンド普及促進に向けては様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP 網同士の直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、NGN におけるネットワーク同士を接続するためのインターフェース(NNI)において、通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ インターネット上では既に、Google、Apple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスを提供しています。・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることはできません。・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。・ 当社としては、具体的なご要望をいただければ、関係事業者による意識合わせの場でも検討を進めていく考えです。・ ただし、冒頭でも申し上げたとおり、情報通信市場では、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展しており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっていることから、PSTNで具備・アンバンドルされている機能を前提に検討を行うことは不適切と考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

4 通信プラットフォーム機能のオープン化 (2) 通信プラットフォーム機能のオープン化(SNI のオープン化)

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>しかし、NGN の SNI における通信プラットフォーム機能のオープン化の進め方については、NTT 東西が主導すべき(接続事業者)との意見と、事業者から具体的な要望を示すべき(NTT 東西)との意見が示されており、事業者間で見解が異なっている。</p> <p>なお、NGN の SNI メニューである「フレッツ・キャスト」について、地域 IP 網における SNI メニューに相当する「フレッツ・v6 キャスト」と比較すると、NGN においては、各県内のフレッツ光ネクストユーザに限定してコンテンツ配信を行う「地域メニュー」がなく、NTT 東西全域のフレッツ光ネクストユーザへ配信を行う「広域メニュー」に 200Mbps、300Mbps といったメニューが追加されている。また、地域 IP 網では、10Mbps でのコンテンツ配信プラットフォーム機能を提供する「フレッツ・オンデマンド」等が存在しているといった違いがある。</p> <p>以上から、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るため、後述の NGN における機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、NGN の SNI における通信プラットフォーム機能の一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 前述のとおり、プラットフォーム機能については、具体的な提供要望もないのが実情です。・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、ご要望される事業者がどのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただきたいと考えており、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることは困難です。・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的なご要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。・ なお、当社では、従前より、コンテンツ・アプリケーション事業者とアライアンスを進めてきており、当該事業者からの個別具体的なご要望に基づき、認証機能や課金機能、映像配信機能といったサービスを提供しているところであり、引き続き、コンテンツ・アプリケーション事業者と具体的なサービス提供に向けよく話し合いながら、お客様にとって使い易いサービス提供に努めていく考えです。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

4 通信プラットフォーム機能のオープン化 (3) 一種指定設備の機能に係る情報開示の在り方

答申案	当社意見
<p>イ 考え方</p> <p>NGN や地域 IP 網を構成するルータ等については 2001 年の当審議会答申(「IT 時代の接続ルールの在り方について」)における整理を踏まえ、2001 年以降網機能提供計画の対象とはされていないものの、NTT 東西の網改造着手後、接続事業者が時宜を逸することなく自網における対応を検討できるよう、情報開示告示により、一定の情報開示が NTT 東西に対し義務づけられ、その開示の在り方についても改善が図られてきた。</p> <p>以上の経緯を踏まえた上で、以下の点を考慮すると、ルータ等に関して、「接続を前提として開発されたもの」ということを一つの理由として網機能提供計画の対象外とされたような考え方については、今後必ずしも妥当しなくなる場合も想定される。</p> <p>①NGN は今後も段階的に機能が追加されることが想定されるネットワークであり、接続事業者が当該追加機能を利用して創意工夫を活かした多様なサービスを NTT 東西の利用部門と同程度の時期に提供するためには、当該機能の内容、提供エリア、追加時期など必要な情報を早期に入手可能とすることがより一層必要となること</p> <p>②NTT 東西のネットワークのマイグレーションの進展や IP 網同士の直接接続などを踏まえて接続事業者から NGN の各種オープン化要望が示されていることこのため、ルータ等を直ちに網機能提供計画の対象に含め事前に接続事業者に対して意見を述べる機会を与えるべきとまで現時点で判断するには至らないものの、今後の IP 網同士の直接接続の進展を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、網機能提供計画の対象となる設備において届出が義務づけられている事項を参考とし、NTT 東西の一種指定設備に係る網機能の追加・変更に当たり、①「機能の内容」に関する情報を事前に提供することや②現在の情報開示告示に明記されていない SNI の条件を開示することなど、事業者の具体的な意見を踏まえつつ、情報開示告示を改正することも含め、情報開示の在り方の見直しを検討することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、IP 網における機能の追加、変更に伴うインターフェース条件の情報開示については、情報開示告示に基づき、適宜適切に、インターフェース仕様、通信プロトコル、提供予定時期等の他事業者のネットワークとの接続に必要な情報開示を実施しております。・ また、SNI の情報開示については、当社が新サービスを提供する際に、SNI を利用したサービス概要、提供予定時期等について、報道発表等を実施し、当社ホームページで公開するとともに、関連する事業者の方々には説明しております。・ したがって、当社としては、既に必要な情報開示は十分実施していることから、新たな措置は不要と考えます。・ なお、「ルータ等に関して、「接続を前提として開発されたもの」ということを一つの理由として網機能提供計画の対象外とされたような考え方については、今後必ずしも妥当しなくなる場合も想定される」とありますが、ルータのような開発のペースが早く、早期に陳腐化してしまう設備に網機能提供計画のような規制を課すことは、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになります。・ また、他事業者は、ルータ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがルータにかかる情報をサービス提供に先立って開示を義務付けられ、サービス開始が遅れることは著しく公平性を欠き、市場等の変化に逆行するものと考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

5 NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>NGN は既存の光提供エリア全域をカバーし「発展期」に移行しているが、新たな機能のアンバンドルは行われていない。この背景には、競争事業者から様々な利用ニーズは示されたものの、現在のアンバンドルの考え方(①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」)に照らし、アンバンドルするとの判断にまで至らなかった事例が複数存在している。このような状況に鑑み、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されている NGN の特性や、PSTN からのマイグレーションの動向も踏まえ、(中略)NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を以下のとおり整理することが適切である。</p> <p>① 具体的な要望があること</p> <p>以下に該当する各機能に関し、具体的な要望の有無との関連を見直すことが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none">・ PSTN(及びアクセス回線)においてアンバンドルされている機能で、NGN へのマイグレーション後も NTT において提供予定のユーザサービスを実現するために必要と認められる機能・ PSTN においてアンバンドルされている機能は、競争環境の異なる NGN において必ずしもその全てを実現すべきとまではいえないものの、NGN へのマイグレーションに伴い PSTN で実現していた公正競争環境が著しく損なわれる場合に、事業者及び利用者の積極的な移行を促進するため、マイグレーション期間中、こうした競争環境の変化を NGN において真に補完する必要があると認められる機能・ PSTN において実装されていない機能ではあるが、事業者の創意工夫を阻害しないことに留意しつつも、オープン化されることで NGN の利活用やブロードバンドの普及促進につながると認められる機能 <p>他方、(中略)上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。</p>	<p>・ アンバンドルについて、三つの要件の考え方を整理されていますが、それぞれについて、以下の観点が必要と考えます。</p> <p>①「具体的な要望があること」について、「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である」とありますが、冒頭申し上げたとおり、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。</p> <p>②「技術的に可能であること」について、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となる点があるという点も留意」とありますが、多くの場合、設備更改だけで新たな機能が具備される訳ではなく、実現のため機能開発が必要となるものであり、また、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社の NGN の「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。</p>

② 技術的に可能であること

電気通信分野における技術革新のスピードも踏まえ、技術的に不可能でない限り、技術的に実現可能な範囲の機能を特定した上で、必要なアンバンドルを行うと整理することが適当である。

なお、現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意することが必要である。

③ 過度に経済的な負担がないことに留意

以下の例に照らせば、新たな機能のアンバンドルを行ったとしても、NTT 東西が追加的コストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適当である。

(例)2011 年度からの加入光ファイバ接続料は、3 年間の将来原価を設定することで投資コストを回収すると整理するとともに、将来の需要予測の不明確性から、実績コストと実績収入の差分(乖離額)を後年度に調整することを特例的に認めた経緯がある。

また、以下の例に照らせば、システム改修等の追加的コストが高額であっても、順次改修等を行い、接続料原価に算入していく場合は、公正な競争環境に照らし、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適当である。

(例)NGN のサービス提供エリアが段階的に拡大されたことに対応し、接続約款の認可にあたり、アンバンドルされた機能についても段階的に提供エリアを拡大することを実行上認めている。

③「過度に経済的な負担がないことに留意」について

「新たな機能のアンバンドルを行ったとしても、NTT 東西が追加的コストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえない」とありますが、接続料は、実績原価方式に基づき、実際にかかったコストを当該機能を利用する事業者から速やかに回収することが基本であると考えており、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等についても、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。なお、今後どのように利用され、どれだけの需要が出るか分からない全く新しい機能の回収方法として、加入光ファイバのように、ある程度の実績が積み上がっており、一定程度の予測が可能であることから採用している将来原価方式を例示としているのは不適切であると考えます。

また、システム改修費用は、エリア拡大とは関係なく、開発時点から発生することから、システム改修費用の回収方法の例示としてエリア拡大を用いることは不適切であると考えます。

- ・いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境・サービス動向等を総合的に勘案した上で、個別に検討・判断すべきものと考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方 (1) 事業者間協議における透明性向上

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>今後 PSTN から IP 網へのマイグレーションが進む中、IP 網同士の直接接続が増加すると想定され、上述の例に示されるような事業者間協議の不調は、結果として IP 網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である。</p> <p>具体的には、協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化(相手方への聴取に理由があると考えられる事項、ないと考えられる事項)などについて整理を図り、できる限り透明性の高い方法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ざや問題」については「(二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされ、また、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」に対する総務省殿の考え方では、「非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待される」ところである、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされております。・しかしながら、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあり、当社としては、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。・このような状況を踏まえると、答申案にある「協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化」等の整理を行い、後は事業者間協議に委ねるだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の十分な向上を期待することは困難であるため、総務省においては、まずは、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じていただき、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと思います。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進

6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方 (2) 固定電話発携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>今般、着信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユーザ(発信者)にとって適用される通話料金が分からないといった指摘がなされているため、上述の研究会等における整理や携帯電話事業者(着信)側が設定する通話料が NTT 東西(発信側)の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当するかという点も含め、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ ユーザ料金については、当該料金を設定している事業者自らが、ネットワークコストや市場環境等に基づき決定するものと考えますが、現時点、携帯電話事業者が料金設定している加入電話発のユーザ料金については、<ul style="list-style-type: none">① 着信先事業者によっては、当社が設定する場合の料金に比べ、同じ接続形態にも係わらず3分間で2倍以上の料金となっている② 各携帯電話事業者間の料金を見比べた場合、3分70円から120円となっており、発信側のお客様はどの料金が適用されるか分からないといった状況となっております。・ こうしたことから、当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯電話事業者自らが、このような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、あるいは、お客様自身が利用する料金を認識出来るようにするについて検討していく必要があると考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第3章 モバイル市場の競争促進

1 ネットワークレイヤーのオープン化 (1) 第二種指定電気通信設備制度の見直し

答申案	当社意見
<p>イ 二種指定設備制度の適用対象 (ウ) 考え方 1) 適用対象の見直しの必要性 まず、MNO 間の関係について、加入者シェアに着目すると、現在のモバイル市場では、全国で事業を展開している事業者の上位 3 社(NTTドコモ、KDDI 及びソフトバンクモバイル)の加入者シェアは、制度運用開始時と比較して、未だ若干の開きはあるものの近接してきており、交渉上の優劣の差は縮小してきている一方で、加入者シェア第 4 位の事業者のシェアは第 3 位の事業者とは大きな開きがあり、交渉力に顕著な優劣が生じている可能性があると考えられる。 (中略) このような中で、上位 2 社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要となっていると考えられる。 (中略) 制度運用開始当時と比較して交渉上の優位性の関係性が変化しており、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられる。よって、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、「電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性」に対する規制であり、基本的に電波の有限希少性に拠るものです。電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)には同等の競争ルールが適用されるべきであり、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等についても等しく適用されるべきと考えます。・ 携帯電話の音声接続料については、第二種指定電気通信事業者と、ユーザ数の規模に比べて設備投資額が少ない携帯電話事業者(二種指定以外の一部の事業者)の接続料水準の格差が近年拡大している状況です。すべての携帯電話事業者(MNO)を同等に規制の対象とすることにより、各事業者の接続料算定根拠の算定方法の統一や透明性確保が図られ、自ずと水準格差も縮小し、結果として利用者料金の格差も是正されるものと考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第3章 モバイル市場の競争促進

1 ネットワークレイヤーのオープン化 (2) 禁止行為規制の見直し

答申案	当社意見
<p>イ 禁止行為規制の内容 (ウ) 考え方</p> <p>モバイル市場は、スマートフォン等の急速な普及とそれに伴う新たなサービスの出現に見られるような著しい変化の中で発展を見せており、その過程で我が国の電気通信事業者と海外事業者との提携等も進展しているところである。このため、我が国のモバイル市場において、禁止行為規制が電気通信事業者の事業提携・事業展開や技術開発等を必要以上に制限することにより、結果として国際競争力やユーザ利便を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行っていくことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ モバイル市場にて、国内の通信事業者と海外事業者との提携等も進展していることなど、大きな環境の変化が進んでいることを踏まえ、携帯電話事業者に課せられている禁止行為規制に関して、「国際競争力やユーザ利便を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行っていくことが求められる」とされていますが、先述のとおり、固定通信も含む情報通信市場全体で、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが急速に進展している実態を踏まえ、一種指定事業者に対する禁止行為規制の運用やその規制内容の見直しについても、是非議論していただきたいと考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第3章 モバイル市場の競争促進

2 プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化 (2) SIM ロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>利用者の多様な選択肢の確保や、電気通信事業者等による柔軟な事業展開を可能とする観点から、SIM ロック解除については、引き続き推進していくことが適当である。</p> <p>この点につき、「SIM ロック解除に関するガイドライン」において、SIM ロック解除に関し、当分の間、法制化に係る検討は留保することとし、事業者による主体的な取組により実施されることが適当としているところである。同ガイドラインは、2011 年度以降新たに発売される端末のうち対応可能なものから解除としており、同ガイドラインに基づく取組は開始されたばかりであることから、現時点において、SIM ロック解除に向けた事業者等の取組の状況を評価した上で、制度的な措置について検討を行うことは時期尚早であり、引き続き市場の動向を注視しつつ、その推進を図ることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・お客様からみれば、端末の機能、ネットワークのつながりやすさや料金等をそれぞれ比較検討して、端末や通信事業者を自由に選択できることが望ましいと考えます。・これに対し、SIMロックのような仕組みは、お客様にとって使いやすい端末や品質の良いネットワークを利用したいというニーズを阻害するものであり、お客様の利便性の向上や更なる市場活性化を図る観点から望ましくないことから、お客様が端末とネットワークをそれぞれ自由に選択できるようにすることが必要と考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等 (1) 手続の電子化等の促進

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>(イ) 道路占用許可等に係る手続</p> <p>電気通信事業者より、次のような課題が挙げられている。</p> <p>① 道路の種別に応じて道路管理者が国・都道府県・市町村と様々であり、これら複数の道路管理者に対して個別の手続が必要となるほか、道路管理者の違いに応じて必要となる書類の様式が異なる場合がある。</p> <p>② 国が道路管理者となっている直轄国道についても、国道事務所や維持出張所ごとに必要となる書類の種類やその様式が異なる場合がある。</p> <p>③ 道路占用許可を受けた後に道路が他の道路管理者に移管された場合において、道路占用許可の申請者が旧来の内容の廃止を申請した上で、新たな道路管理者に改めて申請しなければならない場合がある。</p> <p>河川占用許可や河川保全区域における工作物の新設等の許可等についても、一部同様の課題が挙げられている。</p> <p>①については、法令上、道路占用許可の申請は各道路管理者に対して行うことが必要であるとともに、具体的にどのような添付書類により申請を求めるといった点については、各道路管理者の判断に委ねられているところである。しかしながら、申請に当たっての電気通信事業者の負担を軽減する観点からは、手続のワンストップ化や、必要となる書類の標準化を含む手続の簡素化・効率化が図られることが望ましい。</p> <p>(中略)</p> <p>現状において、②や③に関する電気通信事業者からの具体的な改善要望が国土交通省に伝わっておらず、また、電気通信事業者の側でも、具体的な要望を直接国土交通省に伝えることに躊躇する傾向が見られるところである。このため、総務省において電気通信事業者からの具体的な改善要望を集約し、国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者が行う占用許可手続については、一部の政令指定都市についてはシステム化がなされているものの、その他大半は書類による手続となっているため、申請事務作業の軽減化を図る観点から、申請手続の電子化を推進していただきたいと考えております。 ・ また、現在、各道路管理者や各河川局で申請様式や添付書類の様式が異なっており、申請事務作業の効率化を図る観点から、統一化を推進していただきたいと考えております。 ・ なお、上記の実現に向けて、ブロードバンド普及促進を促すものとして、総務省殿からも積極的に各主管省庁への働きかけをいただけるよう、お願いしたいと考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等 (2) 調査回答期間の短縮

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>設備を使用する一部の電気通信事業者からは、電柱の使用に係る調査について、近時では回答まで2か月を要するといった場合は例外的であるとの見解も示されている一方、電柱・管路ガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔等の様々な設備を対象としており、かつ、定型的な引込線申込みと延伸等の大規模な工事を伴うものでは状況が異なると考えられる等、具体的にどの程度の調査回答期間が適切であるかについては、ケースバイケースでの判断が必要となる。</p> <p>また、一部の設備保有者からは、電気通信事業者が提出する必要書類に不備や漏れが多く、書類の再提出等により回答に時間がかかっており、不備のないよう適切に提出すべきであるとして、電気通信事業者に対する手続の改善を求める意見もあるところである。</p> <p>利用者のニーズ等に応じた速やかな光ファイバ等の敷設を可能とする観点からは、調査回答期間は可能な限り短縮することが望ましいものであるが、上記のような現状を踏まえると、まずは当事者間での協議を通じ、様々な場合ごとの適切な調査回答期間について、関係者が共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、これまでも可能な限り電柱、管路等の調査回答期間の短縮化に努めており、 <ul style="list-style-type: none"> - 電柱については、総務省ガイドラインでは2ヶ月以内と定められているところ、当社としては自主的に1ヶ月以内と定めて公表、実施 - 管路については、総務省ガイドラインでは2ヶ月以内と定められているところ、当社としては自主的に、距離が1km未満の申込みであれば概ね1ヶ月以内、距離が1km以上の申込みであれば概ね1ヵ月半以内で回答しているところです。 ・なお、当社は、以上のような電柱・管路等の標準的な調査回答期間について、ホームページに開示しておりますが、他事業者から具体的にご不明な点等をお申し出いただければ、ご説明させていただきます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等 (3) 電柱の強度の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>設備保有者は、通常、法令等で定める最小規格を上回る強度で電柱を設置しており、その上で、技術基準に照らして可能な場合に設備の提供を行っている。電柱・管路ガイドラインは、その際に設備の提供を円滑化するためのルールとして定められたものである。</p> <p>したがって、あくまでも設備保有者の本来の設備設置目的に適合する範囲内において電気通信事業者に対して電柱の使用を可能としているところであり、これを超えて設備保有者にあらかじめ電気通信事業者の使用を前提とした電柱の強度を求めることは、結果として当該電柱が電気通信事業者の使用されず、設備保有者に対して本来の設備設置目的を超える費用負担を強いることとなるおそれがあることから、適当ではないと考える。</p> <p>他方、設備保有者による電柱の設置に当たっては、通常、土地等の使用に当たって公益事業特権を付与されて行うものであることを踏まえると、希望する電気通信事業者による使用を最大限可能とすることに努めるべきであり、この点を踏まえた対応を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 需要の見えない他事業者の利用分を予め考慮して、当社が設備を構築するのは、トータルコストの増加を招き、お客様への低廉なサービスの提供に支障をきたすことになりかねないことから、今回の答申案において「設備保有者にあらかじめ電気通信事業者の使用を前提とした電柱の強度を求めることは、結果として当該電柱が電気通信事業者の使用されず、設備保有者に対して本来の設備設置目的を超える費用負担を強いることとなるおそれがあることから、適当ではない」と整理されている点について、賛同いたします。・ なお、当社は、当社電柱の貸出しにあたって、自主的にオープン化に取り組むとともに、事業者の要請にも応えてきたところです。例えば、新たな添架ポイントの開放(2005年9月実施)、Webによる電柱添架申請の受付(2010年12月開始)等に取り組んでおり、今後とも線路敷設基盤をより利用しやすい環境づくりを進めていく考えです。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

2 マンション向け光屋内配線の開放

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>マンション向け屋内配線の設置形態には光配線方式、LAN 配線方式、VDSL 配線方式の3種類があり、そのうち光配線方式がNTT東西のマンション向けFTTHサービスに占める割合は、接続ルール答申時(2009年10月)には約3%であったが、2011年3月末時点では約17%(NTT東日本)、約16%(NTT西日本)まで上昇している。</p> <p>これに対し、VDSL方式は接続ルール答申時には約97%であったが、2011年3月末時点では約80%(NTT東日本)、約84%(NTT西日本)に低下している。</p> <p>以上の状況は光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。</p> <p>他方、転用ルールについては、マンション向けFTTHの場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得するケースが多く、屋内配線の転用が出来ない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高くなることから、屋内配線を転用する必要性・有用性は戸建て向けFTTHの場合より高いと考えられる。</p> <p>この点、マンションの設備設置形態は千差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要がある。現在NTT東日本とKDDIの間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあることから、これを引き続き注視することとし、転用手順や条件等の転用ルールに係る具体的な内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月)において「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、さらに、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。・なお、「マンション向けFTTHの場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得するケースが多く」とありますが、現在では、新築分譲時においてお客様が複数の事業者のサービスを選択できるマルチキャリア化など、マンション一棟に対して複数の事業者が契約を獲得する事例が多くなってきております。

他方、転用ルールについては、マンション向け FTTH の場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得するケースが多く、屋内配線の転用が出来ない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高くなることから、屋内配線を転用する必要性・有用性は戸建て向け FTTH の場合より高いと考えられる。

この点、マンションの設備設置形態は千差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要がある。現在 NTT 東日本と KDDI の間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあることから、これを引き続き注視することとし、転用手順や条件等の転用ルールに係る具体的内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当である。

・なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光屋内配線の相互転用に向けた協議を行っており、その協議において、当社から、相互転用の実施に向けた基本的な考え方として以下の①から④をお示したところ、KDDI殿においても、これらの条件をベースに具体的なケースにおいて詳細を検討していくことでの合意をいただいております。

- ① 費用負担は転用する設備の残存価額(2010年9月28日に認可を受けた既設光屋内配線を転用する場合の工事費に係る「既設設備負担額」と同じ考え方で算出する額)をご負担いただくこと
- ② 転用設備は転用される側から転用する側へ資産譲渡すること
- ③ 転用工事は、転用する側が工事を実施することが最も効率的と考えていること
また、工事の実施にあたっては安全性確保等が必要と考えていること
- ④ その他円滑な相互転用の実施にあたっては申込方法、設備管理方法等について双方で意識を合わせた上で整備しておく必要があること

・これらを踏まえて、まずは個別物件でトライアルすることとし、昨年10月にKDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで双方合意しましたが、現時点で、未だKDDI殿から物件の提示がない状況です。

・今後、相互転用の実施に向けて、当社とKDDI殿との協議において、様々な設備形態毎に想定される具体的な課題を整理するとともに、課題の検証を行うため、KDDI殿から個別物件を提示いただき、トライアルを実施する考えです。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

3 地中化エリアへの対応 (1) 加入光ファイバの部分的な開放に関するルール整備

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみを借りることで効率的な事業展開を可能とするものであり、NTT 東西においては光ファイバの利用率を上げるとともに、一定程度の光ファイバ設備を有する他事業者においては事業展開の柔軟性を高め、(競争事業者が上部区間の光ファイバを敷設・活用するという点で)設備競争を促進する効果が期待されるものである。</p> <p>他方、メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、3 月以来協議が十分に進んでいない状況にある。したがって、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。<ul style="list-style-type: none">- 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること。- 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ-内-の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。・ なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しておりますし、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能であると考えております。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

3 地中化エリアへの対応 (2) 集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追い張り

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>引込管への追い張りについては、当該引込管の所有者に加え、先行して光ファイバ等を入線している電気通信事業者等の承諾・了承を得ることが必要であり、当事者間の合意がなされることが前提となる。</p> <p>この点に関し、追い張りを行う場合、保守等の作業に当たり、先行して入線している電気通信事業者等の既設の光ファイバ等に損傷を与えるおそれがあることから、当該電気通信事業者等からの了承を得ることが困難であるとの見解が示されている。</p> <p>他方、現時点において、どのような技術的条件等を満たせば既設の光ファイバ等に損傷を与えることなく追い張りが可能となるかという点について、何らかのルール化が可能な程度に当事者間が共通認識を持つまでには至っていない状況にあると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえると、まずは当事者間の協議を通じ、既設の光ファイバ等に損傷を与えないための技術的条件等について共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・集合住宅等への引込管については、建物所有者や当社の管路がありますが、当社においては総務省ガイドラインに基づき、当社管路に空きがあれば貸出しを実施しており、また、貸出し条件や技術的条件等について定めた「管路等の利用申込み及び契約条件等について」をホームページで広く公表しているところです。・なお、当社管路の技術的条件等について、他事業者から具体的にご不明な点等をお申し出いただければ、ご説明させていただく考えです。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

1 公正競争環境の検証の在り方 (1) 毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境検証の仕組み

(2) ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の創設

答申案	当社意見
<p>(1) 毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境検証の仕組み</p> <p>ウ 考え方</p> <p>「基本方針」に掲げられているとおり、ICT 政策タスクフォース合同部会の最終とりまとめに盛り込まれた措置について、制度整備の3年後を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行うことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年後を目途に行う包括的な検証や今回の答申案に記された公正競争レビュー制度については、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について検証を行う内容とされていますが、「光の道」はFTTHだけでなく、CATVや無線も含めて実現されるものであり、市場環境や競争環境の変化も踏まえ、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、これらブロードバンドサービスを実現する全てのサービスを対象とすべきであると考えます。 ・また、「料金の低廉化」の検証にあたっては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。 ・さらに、FTTH、CATV、無線等のブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。 ・なお、「現在の競争セーフガード制度は、意見公募等の実施により、関係者から広く意見を集める仕組みとなっている」とありますが、「公正競争レビュー制度」の創設にあたっては、競争セーフガードにおける、各事業者の根拠に乏しい意見による個別事案の検証結果を基にして一面的な評価・分析を行うのではなく、具体的な数値や事例に基づき、中立的・客観的に分析・評価・検証を行うことが必要と考えます。

(2) ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の創設

ウ 考え方

(ア) ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度

現在運用している競争セーフガード制度は、電気通信市場における公正競争確保のための措置について、定期的な検証を行うことにより、その実効性を確保することを通じ、電気通信事業法及びNTT法の適切な運用の確保に寄与してきており、毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境検証の仕組みにおいても、現在の検証項目については、引き続き検証の対象とすべきである。

ただし、「基本方針」においては、検証の観点として、NTT東西における規制の遵守状況のみならず、料金の低廉化や市場シェア等の動向、「光の道」構想に関する取組状況等を掲げていることを踏まえ、新たな公正競争環境検証の枠組みは、現在の競争セーフガード制度に代えて、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下「公正競争レビュー制度」という。)として創設することが望ましい。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

1 公正競争環境の検証の在り方 (3) 競争評価の在り方

答申案	当社意見
<p>ウ 考え方</p> <p>競争評価が電気通信事業者の各種データ等を用い市場集中度や市場支配力の有無等を定量的・定性的に分析するものであるのに対し、競争セーフガード制度が電気通信事業者等からの意見を踏まえて対応するという手法の違いはあるものの、これまでも競争評価の結果と競争セーフガード制度の検証結果については、可能な限り相互に活用してきたところである。</p> <p>公正競争レビュー制度の運用に当たっても、データに基づく客観性を担保する必要があることや、「基本方針」において、市場シェア等の動向の観点から検証を行うこととされていることから、競争評価の取組を一層活用することが求められる。</p> <p>具体的には、公正競争レビュー制度における「基盤整備率」と「基盤利用率」の定点観測に当たり、競争評価の分析結果を活用することにより、FTTH のみならず、CATV や無線によるブロードバンドを加えること等の指標の精緻化を図ることが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「競争評価が電気通信事業者の各種データ等を用い市場集中度や市場支配力の有無等を定量的・定性的に分析するもの」とありますが、ブロードバンド普及促進に向けた取り組み状況の検証にあたっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。・その際、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、競争実態を正確に把握するためには、都道府県別の分析・評価を行うだけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、その要因を分析すべきであると考えます。

第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み

答申案	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>NTT グループについては、指定電気通信設備制度や累次の公正競争要件等の適切な運用に加え、2011年5月の電気通信事業法の改正によるNTT東西の機能分離等の導入や、当審議会における「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方」の検討を踏まえた競争政策の見直しを進めていくことにより、引き続き公正競争環境を担保していくことが重要である。</p> <p>ただし、「基本方針」において掲げている包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当である。</p> <p>その際には、固定・移動の融合やコアネットワークのIP化、ネットワークレイヤー等における新たな競争関係の出現といった水平的な市場動向、プラットフォーム・コンテンツ等を含む電気通信事業を取り巻くレイヤー間の関係や同一企業グループに属する事業者間連携といった垂直的な市場動向の変化に留意することが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、結果としてNTTグループ各社のお客様の利便性が大きく損なわれている状況にあります。・このように競争環境は大きく変化しており、累次の公正競争要件は、時代にそぐわない枠組みとなっているだけでなく、上位レイヤー等も含めた市場全体が大きく拡大していることから、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。・また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域規制は、電話時代の公正競争を確保するための規制であり、これも時代にそぐわない枠組みとなっております。再編成時の整理を見直し、事業領域規制は撤廃すべきと考えます。